

(7) 松島開拓願を出した下村輪八郎と『西海新聞』「松島日記」

松澤幹治

はじめに

明治11年(1878)8月、「松島開拓願」を出した長崎県士族・下村輪八郎(1832～1892)は、2008年にノーベル化学賞を受賞した故下村脩(おさむ)氏の曾祖父の兄にあたる人物である。

明治11年4月、ウラジオストックに商用で行くため長崎港で船待ちしていた下村輪八郎は、ウラジオ領事・瀬脇寿人に出会って松島開拓を勧められ、英国船で松島を実見、ウラジオ着後、明治11年8月、斉藤七郎兵衛と連名で「松島開拓願」(北沢正誠『竹島考証』第20号)を出した。翌12年、長崎から弟・義著らと3人で「松島」(鬱陵島)に上陸、朝鮮人と出会い、記録を残すとともに、「大日本松島」と書いた標柱も建てた。当時の長崎の新聞『西海新聞』に連載された「松島日記」は今回初めて紹介される資料である。

下村輪八郎については、長崎県雲仙市の下村脩氏の実家に資料が残り、漢文で事績を記した掛軸がある。また没地の埼玉県深谷市の墓地にも、同文の碑文がある。佐賀・鍋島藩領の小村の庄屋の嗣子として生まれた輪八郎は、剣術修行のため江戸に出て、免許皆伝を得て帰国。藩主・鍋島閑叟に認められて百姓身分から武士に取り立てられ、藩の剣術指南役となった。さらに閑叟の命により国事に奔走。明治維新後は、地域の殖産興業につとめた。明治11年、ウラジオストックで貿易商となり、12年に松島を調査、松島開拓のための組織を長崎につくった。その後朝鮮に渡るも、明治15年に帰国。晩年は渋沢栄一の「日本煉瓦製造」(埼玉県深谷市)に招かれ、その地で没した。享年61歳。墓地も深谷市にある。

今回紹介する『西海新聞』「松島日記」には、明治12年6月11日、12日に「松島」に上陸し、木材や海産資源の調査をし、島の東北部分に「大日本松島」と書いた標柱も建てたことが記されている。朝鮮人が渡来しており、彼らが木を切り倒しているのを「盗伐」と表現している。「松島」という名前の島が日本領と信じての開拓願いであった。

ウラジオストック領事(貿易事務官)の瀬脇寿人は、自らも「松島開拓願」を出しているが、松島のほかに、朝鮮の近くに竹島という島が別にあると認識しており、日本に近い松島という名前の島は日本領だという認識を持っていた。

江戸時代の鬱陵島をめぐる日朝交渉(「元禄竹島一件」)の結果、当時の竹島(現在の鬱陵島)は朝鮮領と確定されたが、このときに両国の間では、松島(現在の竹島・独島)については全く議題にのぼらず、朝鮮領とはされなかった。瀬脇寿人はこの交渉結果をもとに、「松島」という名前の島は日本領だと考えていたと思われる。

瀬脇寿人が「松島」を日本領だと考えた背景には、いわゆる「島名の混乱」がある。当時の地図には、誤って存在しない島「アルゴノート」があらわれ、朝鮮に近いほうに「竹島」、日本に近いほうに「松島」という二つの鬱陵島が描かれた地図があった。瀬脇寿人が見た「松島」は実

はダジュレー島であり鬱陵島だったのであるが、瀬脇寿人らには江戸時代の「元禄竹島一件」の結果、朝鮮には渡されず、日本に残った島「松島」だと考えられていたのである。このような理解が明治はじめまで継続されていたことが注意される。「元禄竹島一件」が「竹島・松島両島の渡海禁令」と認識されていたとすると、瀬脇寿人が松島開拓を考えるはずがない。

今回発見された資料によれば、下村輪八郎らは松島調査後ウラジオストックに着いてから、現地の寺見機一・松本秀三両事務官にあい、松島開拓を改めて奨励される。この明治12年7月段階で、ウラジオストックの外務省の官員も松島を開拓可能な島と見ていた。いわゆる「太政官指令」との関連で気になる資料である。

明治10年(1877)3月、前年の島根県からの地籍編纂の伺いを受けた内務省は、「竹島外一島」は日本とは関係がないという結論を出し、太政官もこれを追認して島根県に通告した。太政官指令で「竹島外一島」(竹島と松島)が日本領土外となったのならば、「松島」の開拓は出来ない。

ところが、明治11年4月に(すなわち太政官指令から約1年後に)、瀬脇寿人は長崎港で下村輪八郎に出会い、「松島」の開拓を勧めている。瀬脇寿人は太政官指令については何も知らなかったのではないか。また翌明治12年7月の段階でも、ウラジオストックの外務省出先の官員も「松島」は開拓可能な島と見ていた。彼等も太政官指令については何も知らなかったと考えられる。太政官指令は、地籍編纂の伺いの返事として内務省から島根県に伝えられただけで、外務省には伝えられていなかったのではないか。すなわち外交関係の基礎となる決定とは考えられていなかったのではないか。

結局は、明治13年9月、軍艦「天城」の調査により、「松島」は鬱陵島と確定して、日本による開拓は不可能となる。しかし、それまでは「松島」は鬱陵島であることは確認できず、島名の混乱が続いていたのではないかと思われる。

今回の調査では、下村輪八郎の弟・下村義著の資料も見つかった。松島渡航の同行者であり、下村脩氏の曾祖父である。下村家の近くに下村義著の碑が建っている。下村家は代々続く庄屋の家であった。兄の輪八郎が江戸に剣術修行に出てしまったため、義著は末子ながら15歳で下村家を継いで村の名主(庄屋)となった。明治初期、学校校舎の提供、殖産興業にもつとめており、兄とともに地域の発展に貢献した。今回発見された義著の碑文には「公共心に富む人」とある。自らは困難に堪えても、産業を開発し世のためになろう、とする志があった。日本領と信じた「松島」開拓についても、兄弟ともにそのような思いがあったのではないか。

本稿では、明治12年の松島(実は鬱陵島)の実態を示す「松島日記」とその開拓の方針を示した「締約主義」を紹介し、明治12年段階で「松島」「竹島」がどのように認識されていたか、下村輪八郎がどのような経緯で「松島開拓願」を出したのか、また、開拓を目指した下村兄弟がどのような人物であったのかを明らかにする。さらに、今回発見された資料から、江戸時代の「元禄竹島一件」の位置づけ、明治初期の外務省官員の「松島」認識、明治10年の太政官指令の持つ意味についても考えたい。そして最後に、竹島問題の基本的問題である、そもそも竹島(独島)は果たして鬱陵島の属島なのか、という問題についても考えてみたい。

1 『西海新聞』『松島日記』『締約主義』

『西海新聞』は長崎で明治9年から15年まで発刊されていた日刊紙である。東京大学明治新聞雑誌文庫によれば、明治6年『長崎新聞』として創刊され、いったん廃刊のあと再興。明治9年に『西海新聞』と改名した。明治15年『鎮西日報』と改めた。明治12年には隔日刊であった。¹

「松島日記」は明治12年9月24日687号から10月10日694号まで5回にわたって掲載された。続いて10月15日に開拓の基本方針を述べた「締約主義」が掲載された。

原資料は、国立国会図書館所蔵のものである。(長崎歴史文化博物館にも所蔵がある。)

書下し文とし、濁点・句読点を補い、段落を分けた。太字は筆者の強調、*は筆者の注である。

影印を末尾にのせる。翻刻は内田てるこ氏の助けを借りた。

なお、1の冒頭部分は資料が付箋のようなもので隠れて一部読めないところがある。

.....

松島日記1

西海新聞 明治十二年九月二十四日 水曜日 第六百八拾七号 (2面)

(雑報)

○隠岐島より七八十里、玄海洋中の沖津島より三四十里を隔てたる日本海中にある松島といふ島を開拓せんと、本県士族其他数名の有志、□□□□集ひ、長崎区 西古川町 三ツ井屋を仮の事務所と定め、該舎を松竹舎と呼び、書面を以て県庁へ出願せしに、庁にて御令ありし由にて、発起人一同大ひに喜び、直ちに内務省へ出願に及はんと、舎中より下村輪八郎・小幡信義の兩名を抽撰し、去る十九日発港の汽船、東京丸にて上京せりと聞く。又た該舎の締約主義と題する一篇ハ、頗る起業の精神とも云ふ可き者なれば、後号を待ちて搭載す可し。今此の雑報に記す者ハ、該舎中、本県士族・下村輪八郎、同義著、山口県士族・吉田孝治の三氏が実地に着きて記せる日誌なりと云ふ。

.....

昨明治十一年四月、下村輪八郎 魯領浦潮州港 (ウラジオストック港) へ商用として渡航す可く、長崎港へ来りて便を候するの間、該地領事・瀬脇寿人君へ始て面謁を請ひ、談松島開拓の事に及ひて、君の勸励を蒙れり。

○同十五日、久利伊留号 (クリール号) より同君赴任。

○六月四日、輪八郎ハ英船□□胡牟号へ乗艦、全六時、浦潮州港へ向け抜錨。前に瀬脇君より聞けること有り、航海針路に必松島を經過すること有る可しと。仍て、対州を過るや 昼夜方位に心を注ぎたり。

¹ 東京大学明治新聞雑誌文庫 <http://www.meitan.j.u-tokyo.ac.jp/detail/849>

○同六日午後第一時、子の正位に当り、謂ハゆる松島の南面より左に廻りて、距離纔に五六町許にして、大に巨木繁茂の観を目撃す。仍て倍々該島開拓の念慮熟生す。

○同九日、浦潮洲港へ着す。

○同十日、事務官・瀬脇君へ面謁して松島の概況を陳述せしに、此地在留人 下総佐倉の商・齋藤七郎兵衛、豫て煉化石を製造するを以て業となせり。松島開拓の件ハ同人と協議し充分尽力致す可く旨、同君より陳られたり。之れに仍り、実地経檢の儀、兩人議決の上、在港帆廻船を貳百弗にて相雇ひて、別紙を事務官へ出す。

開拓願

私儀、一昨九年十二年（月カ）中、松島開拓事故ニ付、不願恐建言仕候処、書面御取置ニ相成、其后再願仕置候末、本年六月中、長崎県管下ヨリ、左ノ下村輪八郎儀、当港へ航海ノ砌、右松島へ近接スル纔（わずか）ニ数丁ヲ距テ、現ニ目撃仕候処、巨木繁茂シ、且漁獵ノ益モ可有之ト見受候ニ付、当港ヨリ帆廻船相雇、実地景況 為探偵、渡海可仕ト決約仕候間、該地取調ノ上、御許可相成候様、奉懇願候。願之通、御申両（付カ）相成候ハ、乍恐皇国ノ属領タル事モ相頭レ、且ハ御国益ニ碎心致候廉モ相立可申ト、冥加至極、仕合ニ奉存候也。

長崎県 第九大区 四小区 肥前国

高来郡 西村 四百五十八番地

下村輪八郎

千葉県 第十大区 六小区 下総国

印旛郡 佐倉 田町 四拾四番地

齋藤七郎兵衛

明治十一年八月十五日

貿易事務官

瀬脇壽人殿

（以下次号）

*この「開拓願」は北沢正誠『竹島考証』第20号である。外務省のものとは若干の文言の違いがある。

*この文の「私」は齋藤七郎兵衛である。『竹島考証』第13号を出したことさす。

.....

松島日記2

明治十二年九月二十六日 金曜日 第六百八拾八号

（3面1段～3段）

（雑報）

○松島日記前号の続き

一、

該島実檢の為、不日出航の心得、然るに開拓使御用艦、全月廿日頃入港の電報有り。仍て、開拓使へ依頼致す可くと存じ、帆廻船雇の儀、見合わせたり。

其中輪八郎老母大病の急報有り。就て百事を抛ち、全廿一日 日耳曼（ゲルマン）号へ乗艦。

全廿四日着崎、直に帰村。患者没して、喪祭修福の事を終へ、已に寒冷に赴くを以て、来春を待ち、開拓の着手相較る可く、就ては、郷里僻地なるに依り、便宜の為、長崎港へ転居す。

然るに、客冬、瀬脇君死去の訃音を伝聞し、大に落胆すと雖とも、一旦齋藤氏と前約の有るを以て、同人へ急報を以て照会に及びしに、四月初旬に出崎す可き旨を返報したり。

爾来、日々指を屈して来着を待ち、荏苒四月を空過し、苦心措くこと無し。

偶、友人山口県平民・吉田孝治来りて、下村兄弟を訪ひ語るに該島の事件を以てし、三名団欒して議を同くす。

五月十一日、輪八郎宅に於て、に開拓の意見を議す。

吉田氏云ふ、是国家の美事なり、片時も擱く可らずとて、有志を募るに、自ら目途有り、共に着手す可しとて、則、実地検査の事を較計す。

同十三日、齋藤氏へ此の決議を電報すること再度、長崎 西濱町・小林藤平へ汽船雇の儀を依頼す。同氏頗る尽力すと雖とも、其便を得ず。

依て漁船にて相航可しとて、長崎近村 神の浦 其他、手を別ちて探得する際、長崎大浦なる末光村次ちふ者へ出会す。全人曰く、対州に航する芸州の縄船ちふ漁舟に依頼せば、事成る可し。賃金凡百五拾円にて承諾す可し、と申し伸へたり。

下村兄弟、郷里西村に至り、貳百四拾円の金調をなして帰崎す。

其后、孝治・義著兩名、末光村次に面会し、雇船の談判、相結はず。

故に再議して、対州に行く可き歟、将 石見・隠岐地へ渡りて、該島に航す可き歟を議論、一決せず。殆困却を極む。

故に又、六月六日、**亜船・久利伊留号（クリール号）**へ下村兄弟及通辨・甲能清平を以て船主ヒートルヒヨースへ応接し、松島経検に付、彼地へ三日間滞泊の儀を談判す。船主曰く、浦潮着港は日限を期せるを以て、僅に一日を許諾す。賃金百五拾弗、外に運賃食費三人分、四拾五弗、合金百九拾五弗に決し、来る九日出艦を決約し帰宿す。

六月八日、不足の金策調ハざるを以て、長崎 船津町・中村惠三郎へ金百円調達の儀を依頼す。

同九日、中村氏来りて金四拾八円を携帯せり。金員合せて貳百八拾八円、之れを洋銀に換ふるに、貳百四拾五弗なり。

同日、午後五時、乗艦の期約に付、金円ハ素より不足すと雖、外に為す可き策も無く、止む事を得ず、三名共に乗艦したり。 (以下次号)

.....

松島日記3

西海新聞 明治十二年十月一日 水曜日 第六百九拾号

(3面 2段目真ん中～3段目)

(雑報)

○松島日誌前々号ノ続 (*ここでは「松島日誌」となっている)

同(6月)十日、午前第四時、長崎港拔錨。

同十一日、午前第十一時、始メテ松島ノ全形ヲ髣髴ノ間ニ望ム(距離凡四十里)。

午後第四時、着島。

艦長、我カ為ニ日章旗ヲ掲ゲ、一発ノ砲声ヲ轟セリ。

島中ノ景況ヲ望ムニ、朝鮮ノ漁民漂着セシ者ト見エ、巖岫ノ側辺凹処ニ、枝葉等ヲ掩ヒテ僅カニ雨露ヲ凌グノ仮廬ト為ス。

章旗ヲ看、砲声ヲ聞キ、山中へ隠匿スル者有リ、又穴中ニ俯伏スルアリ。

短艇ヲ下シ、水夫長・英人トミシンナル者ト、一同上陸セムトスル際、渠等三四人、海辺ニ佇ミ、手ヲ東北ニ挙ゲテ、「ボーイ々々」ト呼ハリタリ。

是レ我輩ガ揚陸ヲ拒ムナラムト察シ、強ヒテ船ヲ陸地ニ寄セントス。

風波甚強ク、剩へ海岸ハ岩石数多ニシテ、意ノ如ク進マズ。

依テ東北ノ方へ船ヲ廻スニ、小湾ノ有ルアリ。之レヨリ上陸ヲ為シタリ。

是ニ於テ察スルニ、前ニ漁民ノ呼ハリタルハ此ノ小湾ヲ指示シタルナルベシ。

茲ニ島中ノ事実ヲ尋問セントスルニ、渠等皆恐怖ノ体ニテ、避ケ去タリ。

僅ニ止マル者三四人、言語通ゼズ、文字无シ。只怪ミテ我カ一行ヲ傍視シテ恠訝スルノミ。近傍ニ、鮑殻ヲ堆積スル有リ。又水鳥ノ羽ノ許多（あまた）捨テタルアリ。

（水[鳥]ハ鳥鷺（カモ、カモメ）ノ類ト見ユ）。

茲ニ、二三艘ノ船ヲ修繕スルアリ。（船形ハ朝鮮船ト見エ、長五間位、横壹間半許ニシテ、木釘ヲ以テ作ル。其製作スル器具ハ鋸鑿斧ノ類、我国ノ船ニ比スレハ大ニ拙劣ナリ）

夫レヨリ山中ニ入ル（こと）凡三四町、巖石凸凹、数脈ニ岐シ、溪間ニ一ノ河水アリ。其幅壹間余ニシテ、清水ノ流ルト有リ。

樹木森々トシテ青空ヲ見ズ。

其木名左ノ如シ

一シラゼ 一花欄 一黄栢 一槻 一唐松 一檜 一タブ 一椿 一楓 一桑

右ノ外、見慣レサル雜木各種有リト雖トモ、木片ノ散落ヲ拾ヒ取り、或ハ僵木ノ端末ヲ剥ギ取り、長崎唐木師・福井一郎及名田伝吉ヲシテ鑑定セシム（以下次号）

.....

松島日記4

西海新聞 明治十二年十月六日 月曜日 第六百九拾二号

（3面 2段目真ん中～3段目真ん中）

（雑報）

○松島日記前々号ノ続（*「松島日記」にもどる）

日已ニ没シ、帰艦セントスルニ及ビ、彼ノ山中ニ隠匿セシ漁民等、出テ目送ルカ如キ体ヲ為シ、海岸ニ並立セリ。

帰艦スレバ、艦長、直ニ船ヲ浦潮港ヘ向ケントス。

茲ニ於テ、水夫長トミシンヲ以テ明朝迄ノ碇泊ヲ依頼ス。談判数刻ニシテ漸ク艦長許諾ス。

此夜、島ノ北位へ碇泊。明日午前第四時、又上陸ノ儀ヲ約ス。

帰艦ノ際、山腹ニ当リ烟ノ起ツ有リ。是渠等カ**盗伐**スルナラント想像シタリ。

同（6月）十二日晴。午前第四時、**西北隅ヨリ上陸**ス。

此ノ方面モ亦、朝鮮ノ漁民仮居スル有リ。山岳ノ頂ニ煙ノ起ルヲ看ル。

是レ伐木スルニハアラデ、何カ一種ノ工業スル者ナラン。

猶進ンデ山中ヲ巡視スルニ、老樹天ヲ掩ヒ、地平面ニシテ土最モ肥エタリ。（赭黒キ土地ニシテ、殖物ニハ尤上地ト考ヘラル）

此處ニ、渠等二三、居ヲ同シクシテ共ニ食スル有リ。

是レ粟粥ニシテ一種ノ食物ヲ盛レリ。其品質不分明ナレバ、輪八郎就キテ尋ヌルニ、渠等掴（つか）ンデ与フ。之レヲ熟視スレバ、汐煎ノ鮑ナリ。三名之レヲ食フ。味至テ美ナリ。其ノ傍ラ、蕈（むしろ）貳枚ニ、葉餌様ノ者ヲ干タル有リ。其種類極テ多シ。是レ必葯劑ナラント察シ、其内一種ヲ掴去シテ帰ル。是レ朝鮮ノ人形人参ナリト云フ。

長崎区 医・池原延安及岡田耕菴ノ鑑定ニ据ル。

又舎密家・笹山藤吾ノ鑑定ニ仍レバ、広東人参トモ云フ。

又、鮑魚ノ干タル有リテ、渠等干鮑一串ヲ贈ル。吾輩報スルニ麵包（パン）ヲ以テス。

渠等相集リ、大ニ喜ヒテ之レヲ喰フ。

夫ヨリ到ル處、新旧木材根株、無数ナリ。

是レ、数年前ヨリ今時ニ至ル迄、**盗伐**セシモノト見エ、山頂ヲ望メハ奇樹喬木等数種有リト雖ドモ、汽船ノ出発ヲ告ケ、且広濶ノ山中、樹木稠密ニシテ方位ヲ失シ帰期ヲ誤ランヲ懼レ、跋涉貪ルヲ得ズ。遺憾ナカラ帰艦セントス。

其ノ際、水夫等、数多ノ鮑ヲ拾ヒ取ル。海鼠烏賊等モ、浅澱ナル水涯ニ見ユル有リ。

之レヲ以テ推スニ、海産極メテ夥多ナラン。

唯、島中ニ一大好灣无キヲ憾ム。

然レドモ、東北ノ方位ニ当リテ、小島ノ碁布スルアリ。

此處、人力ヲ尽サバ、風波ヲ防ギ、繫船下錨ノ埠頭トモナラン。

后日ノ目標トシテ、**島ノ東北**ヘ二本ノ標柱ヲ建テ、大日本松島ト記シ、下ヘ姓名、裏ニ年月日ヲ書載シ、去リテ乗艦ス。

第八時四十分、松島ヲ抜錨ス。

発艦ノ際、**鯨**等ヲ数頭見ル有リ。之レヲ以テ想像スレバ、莫大ノ漁獵アルヲモ亦知ル可キノミ。

* [魚偏に孚] 鯨（ふ） 「小型のいるか」 <https://kanji.jitenon.jp/kanjin/6965.html>
諸橋轍次『大漢和辞典』第12巻748p（46165）には「いるか」とある。

一島ノ幅員ヲ概測スルニ、周囲凡八九里乃至十里余ナル可シ。

其略図、左ノ如シ。（図ハ略ス）（以下次号）

.....

松島日記5

西海新聞 明治十二年十月十日 金曜日 第六百九拾四号

(3面のおわり～4面)

(雑報)

○松島日誌 第六百九十一号ノ続 (*ここでは「松島日誌」とする)

全(6月)十四日、午前第一時、浦潮洲港へ着シ、全六時上陸ノ際、艦主ヒートルヒヨース輪八郎ニ向ヒ手ヲ握リテ曰ク、公等此ノ地ニ来ル、帰港ノ便宜ヲ得スンバ困惑ナラン。該艦、不日樺太ニ向テ解纜ス。即搭シ去ルベシ。彼ノ地ハ貴国船ノ往復アリ。必帰路ハ便ヲ得可シ。尤モ運賃食料等ハ償スルニ及バズ、等申シ述ベタリ。

輪八郎、答ヘテ曰ク、樺太ハ遠隔ノ地ニシテ、東京ニハ便ナレドモ、長崎ニ帰ルハ不便ナリ。依テ彼レガ厚意ヲ謝シテ別ル。

全十五日、三名共ニ事務官へ出頭シ、松島実検云々ノ儀ヲ詳細ニ陳述シタリ。

寺見・松本ノ両君、大ニ我輩ノ起業ヲ勸励セラレ、該島開拓ノ儀ハ国家ノ美事、有志ノ責任ナリ。日記等モ有ラバ差シ出ス可シトノ儀ニ付、

翌十六日、草案ノ儘、事務官へ出ス。

全十八日、吉田孝治事務官へ出頭シ、松島一件ニ付、前長崎県令北島君ヨリ、故領事瀨脇君へノ往復書数通ヲ見テ、是迄該島着手ノ定見等ヲ知ルヲ得タリ。

全廿四日、輪八郎事務官へ出頭シ、寺見・松本ノ両君ヨリ銀五十弗ヲ借用ス。

別ニ松本君ヨリ銀十五弗ヲ借用ス。

七月十二日、三名共ニ事務官へ出テ、寺見君へ面謁ス。全君曰ク、今般松島開拓ニ付テハ、東京外務省へ罷出テ、榎本公へ謁見ヲ乞ヒ、委細陳述致ス可シ。其序ニ拙者無事ノ様子モ伝語等頼ムトテ、添書一封、相渡サレ、其ノ表面ニ「榎本公閣下、浦潮港ヨリ寺見機一」、裏面ニハ(下村・吉田)へ托スト有リタリ。

全十三日、発艦ノ際、寺見・松本ノ両君、船中ニ来リ臨マレ曰ク、当節ノ一件ハ、天下ノ美事ナリ。此上一層勉勵シテ成功ヲ遂グ可シ。軽忽ニスルヲ勿ント懇篤ノ誠ヲ以テ、驢(はなむけ)トセリ

全日(7月13日)浦潮港発艦。

全十四日、函館着。

全十七日迄 滞港。

全十八日、陀羅胡牟号にて発艦。

艦中、食料朝飯ニ水ノ如キ粥ヲ啜リ、毎日午後四時ニ夕食ヲ与フ。実ニ空腹ニ堪ヘザルト雖ドモ、食費手当金ノ不足スル所ヨリ然ラシムルヲナレバ、甚シキ輕蔑ヲ受ケタリ。然レトモ国家ノ為メ、刻苦シテ、他日、大ニ為スヲ有ランヲ楽ミテ耐忍セリ。

全(7月)廿四日、午前第十時、長崎港へ着シタリ。 (畢)

.....

締約主義

西海新聞 明治十二年十月十五日 水曜日 第六百九拾六号

(1面)

編者曰ク、左ノ一編ハ松島開拓ノ事業ニ付、**松竹舎**中ニテ編成シタル**締約主義**ト題スル者ナリ。今マ之レヲ茲ニ掲録シ、天下ノ同感者ニ示サントス。

締約主義

謹ミテ古典ヲ徴スルニ、造化天神ノ特ニ大小名貴神ニ命シ約シテ兄弟ト為シ、天下ヲ經營シ國土ヲ修理セシム。之レヲ締盟ノ原始ト為シ、之レヲ開拓ノ根基ト為ス。

今茲ニ吾儕数名カ奮発興起シテ締約ノ義ヲ講シ、熟慮熱心シテ開拓ノ事ヲ起サムトシ、一社ヲ結合シ、該業ヲ創設スル所由ヲ細説セムトス。

夫レ我カ神州ノ形勝ヲ觀察スルニ、東南ハ太平洋ニ臨ミ、自ラ表面ノ勢アリテ、港湾相連リ、崎岬相望ミ、人煙ノ稠密、物産ノ繁殖、故ニ内外ノ貿易彼我ノ交通アリ。其西北ハ、自ラ背面ノ体有リテ、其寒疎荒涼ニ属セル、後門ニハ**鄂羅**(ロシア)ノ一大敵国ヲ延キ、己ニ北海ニ向テ其ノ騎驚蚕食ノ状ヲ呈セリ。即チ、西海・山陰・北陸・北海ノ諸道ト僅ニ一帯水ノ日本海ヲ隔ツル対岸ナリ。朝鮮ヨリシテ魯領タル満州・山靉ニ連リ、泥哥来・東察加ニ及ヘル地ハ、古ニ謂ハユル韓地ヨリ任那・渤海・肅慎・靺鞨ニ至ル者ニテ、悉ク朝貢ヲ納レテ懷柔ノ体ヲ執リシモ、中世ニハ、高麗・蒙古ノ寇ト為リ、女眞・刀伊ノ賊ト為リ、数々邊陲ヲ犯シテ膺懲ノ典ヲ擧ケタリ。自カラ是レ交和セスンバ、必攻戦ス可キハ其地形ニ就キテ其情態ヲ成セリ。苟モ國家ノ為ニ憂ヲ体スル当局者ニシテハ、此ノ際ニ於テ、信誼ヲ重クシテ、情好ヲ厚クシ、有無ヲ広通シテ、貿易ヲ盛昌ニシ、益以テ親睦ノ隣交ヲ修ム可キ道ニ就クハ、智者ヲ待チテ而ル后ニ知サルナリ。却テ説ク、我カ東海ナル小笠原洲ノ如キハ、維新前後、國家多事ノ際、放棄シテ顧ミルニ違アラサリシニ、父母ノ二島ハ既ニ英米国人ニ据ラレタリ。頃年、政府頗ル談判ニ苦ミシモ、領還スルヲ得テ、今現ニ内務ノ管スル所ト為リ、漸次ニ佃漁殖産ノ業ヲ起シ、東洋ノ要津ヲ占メ得タリ。

又聞ク、北海ノ小笠原洲トモ称道スヘキ、世ニ謂ユル**松島竹島**チフ者、山陰ノ遠瀛ニ当ル日本海中ニ崛起セリト。林子平ノ三國通覽等ニモ其ノ概略ヲ挙ケ、其ノ要衝ヲ説ク。素ヨリ**吾カ属島タルヲ赫著タル者**ナリ。然リ而シテ、先キニハ高田金兵衛・豊田又蔵ノ件、后ニハ加賀ノ五兵衛、石見ノ八右エ門ノ事、人口ニモ籍々タル所ニシテ、渠等カ奸闖密商ヨリ、外蕃関渉ノ恐有ルヲ以テ、幕府政治上ニ於テモ該島ヲ度外視シテ問ハサルニ至レリ。

明治ノ初年、隱岐参事**藤四郎**君、職ヲ辞シ、該島着手ノ為福岡ノ士族数十名ヲ募リ、筑前若松港ヨリ船ヲ發シテ实地ヲ驗視シ、尚再發シテ事ニ従ハムトシ、全君病ミ且死スルニ会ヒ、其行終ニ果サスト。然ルニ前行ニ跟随セシ一人ノ該島ト我カ辺海トノ方位距離ヲ説クヲ聞クニ、隱岐島ヨリ西ニシテ凡七八十里、玄海洋中ナル沖津島(筑前大島ヨリ西北四十八里)ヨリ凡三四十里ナル可シト云ヘリ。現ニ内外地図ニモ載セテ昭々タルヲ、或ハ**一島兩名**有リトシ、或ハ**二島各称**有リトシ其ノ実地上ニ於テ未タ其ノ詳細ヲ探知スルヲ得サリキ。

是ニ於テカ、在浦潮洲港故領事・瀬脇壽人君、慨然、深ク感スル所有リテ、古今ニ考抛シ、彼我ニ徴証シ、我レニ隸属セル島嶼ニシテ殊ニ要地タルヲ以テ、一日片時モ空閑ニ經過シ漠然ニ付ス可カラズト政府ニ稟請シ、有志ヲ憊憑シ、該島開拓ノ業ヲ創セントシ、且該島ハ浦潮洲港ヨリ長崎及ヒ支那ヘ向ケ往復スル船舶ノ航海鍼路ニ当レルヲ以テ、自ラ管係スル所口有リトシ、故長崎県令・北島秀朝君ヘモ照会スルコト数回、公モ亦大ニ感ヲ同クシ、其ノ事ヲ助ケムトシ、公頃ニ逝キ、君尋キテ去リ、事緒ニ就クニ至ラス。

茲ニ我同盟、下村輪八郎、嘗テ浦潮洲港ニ在リテ、居留人齋藤七郎兵衛ト共ニ瀬脇君ヨリ懇到割切ナル勸励ヲ蒙リ、必ス以テ断然実地ニ就カムヲ證シ、願書ヲ進呈セリ。爾來、該島開拓ニ熱心スルヲ既ニ久シ。

今年六月、輪八郎、及弟義著、吉田孝治三名、故領事瀬脇君ニ対シテ、其前口ヲ踐ミ、其ノ素志ヲ達シテ、國恩ニ報答スル萬一ヲ期シ、決然米艦ニ搭シ去リテ松島（洋人製図 謂ユル）ニ至ル。偶朝鮮ノ漁民漂着シ、其林材ヲ伐リテ舟艇ヲ修理シ、其海産ヲ採リテ饑餓ヲ療シ、或ハ干鮑ヲ製シ、或ハ人參ヲ干スノ情況ヲ実見ス。（其概要ハ松竹日誌ニ載ス）

又航シ去リテ浦潮洲港ヘ達シ、在留事務官 寺見機一・松本秀三両君ニ謁シ、實際ノ形況ヲ具申ス。両君、此ノ挙ハ實ニ國家ノ美事ナリトテ大ニ奨励シ、榎本武揚君ニ向ケテ添書ヲ裁セラレ、且解纜ノ際、艦中ニ臨マレ事輕忽ニス可カラサルノ言ヲ以テ贖（はなむけ）ス。

是ニ至リテ、益々以テ感激シ、歸リテ之レヲ同志ニ謀ル。吾カ儕、素ヨリ該島ノ事件ニ於テ空シク杞憂ヲ抱クヲ、此ニ数年、憤慨措クヲ能ハス。

同盟相共ニ商議シ、標的ヲ定メテ意見ヲ陳ヘ、予算ヲ建テ、概要ヲ掲ケ、本県長次官諸公閣下ニ具狀シテ、特別ナル指令ヲ奉戴シ、一行ハ上京シテ政府ノ稟准ヲ請ヒ、一行ハ再航シテ該島内地ヲ実檢シテ官庁ノ保護ヲ得、來春ヲ期シテ、大ニ該島ニ手ヲ下シ、其ノ最先ニハ、恰好ノ地ヲトシテ一大埠頭ヲ築造シ、内外船舶ノ繫泊ス可キ港門ヲ構成シ、彼ノ漂着セル漁民ヲ驅リテ山海ノ贏利ヲ起シ、此懲囚ヲ役シテ農工ノ事業ヲ執ラシメ、士庶有志者ヲシテ就産ノ道ヲ得、殖民ノ地ヲ占メ、運輸・廻漕・物産ヲ繁殖セシメ、外蕃必須ノ不足ヲ豊給シ、善隣ノ道ヲ講シテ、浦潮貿易ノ漸ク開クルニ便シ、本邦需用ノ有余ヲ融通シ、富国ノ業ヲ起シテ、長崎商工ノ振ハザルヲ回サムトス。

抑、吾カ儕ノ此ノ一大事業ヲ創スルヤ、唯ニ國ニ効スルノ公益ヲ計較シテ、身ニ奉スルノ私利ヲ商擯スル者ニ非サルヲ以テ、其常ニ在リテハ骨肉同胞ノ情誼ヲ拡充シ、其年紀ヲ以テ尊長卑幼ノ座ヲ分チテ、相互ニ親睦協和シ、自愛自養ノ天性ニ原キ、兼愛兼養ノ人情ニ及ホシ、是ノ併行ヲ以テ、彼独立ヲ期シ、其事ニ就キテハ盟ノ新旧ヲ酌シテ負担シ、オノ長短ヲ斟リテ任用シ、経ニ謂ハユルカヲ戮（あわ）セ、心ヲ壺ニシテ、天下ヲ經營スルノ志、尚ヲ主眼トシ、忠愛自ラ許セル臣民ノ權義ヲ踐行ス可キ基業トス。

然レバ則チ、締盟ノ主義、開拓ノ本業、之レヲ天地ニ□シ、之レヲ神明ニ誓ヒテ、疑貳スルヲ无ク、論定セル規則ニ照シ、議決セル章程ニ抛リ、此ノ数名ヲ發起主任トシ、他ノ各位ヲ同盟社員トシ、其ノ名ヲ異ニスルモ其实ヲ同クシ、會員共ニ社中一切ノ利弊得喪ノ責ニ当リテハ、自ラ辞ス可カラサル者有ラム。且、該島ノ称谓松竹ト喚ヒ做スヲ以テ、単ニ之レヲ社号トシ、松ハ氷雪ヲ侵シテ以テ清幹貞固ノ操ヲ持チ、竹ハ風霜ヲ凌キテ以テ虚心勁直ノ節ヲ守ル、自ラ是レ我カ同胞社会ノ精神ト為ス可キ者ト、是レヲ揮擯シ彼レニ拮据シ、堅忍久耐シテ、千苦萬辛挫折セサルヲ以テ、誓約連署ス。其ノ局面ニ当リテ、唱導率先スル者（社長兼議長、副社長

兼副議長、発起人兼幹事、分任者兼副幹事等）其ノ任重クシテ責モ亦大ナリ。勉メサル可ケムヤ、警メサル可ケムヤ。

松竹社ヲ共立スルニ要ス可キ者三有リ。曰 本篇〔主意書〕、曰 規則書、曰 章程書、実ニ是レ我カ同胞会員ノ憲法ナレバナリ。

紀元貳千五百三十九年（*明治12年=1879年）

編者再識、右ハ該社ノ依頼ニ応メ掲載セリ。看者諒諸。

.....

2 下村輪八郎と弟下村義著の生涯

(1) 下村輪八郎

ここでは、下村輪八郎と弟の下村義著についてその生涯をたどる。まず下村輪八郎であるが、下村家に残る掛軸（写真1）および深谷市の墓地の碑文（写真2）によると、下村輪八郎の事績は以下の通りである（下村輪八郎肖像 写真3）。

解説には深谷市の郷土史家、荻野勝正・増田泰之氏の解説と論文を参照した。

.....

李蹊居士は、俗称下村輪八郎、肥前国佐賀領伊古村の里正・下村六左衛門の家嗣なり。

少（おさな）くして剣道に志す。嘉永六年五月、家には告げずして江戸に趣（おもむ）き、旗下（＝旗本）伊庭軍兵衛（いばぐんべえ）の門に入り教えを受く。業成り、諸国を歴遊し、文久三年帰国す。時に藩侯・[鍋島]閑叟（なべしまかんそう）、励精して武を修む。君（＝下村輪八郎）を民籍より擢（ぬ）き、以て士班に列し、師範役に補す。当時、幕府の政綱弛廢し、尊攘の徒は四（四方）に起こる。君また君命を受け国事に奔走す。事は『尊攘紀事』に詳らかなりと云う。王政維新、藩籍奉還の後、専ら心を効して殖産に務め、採漆・養蚕・抄紙の業を起し、士族の子弟をして焉（これ）を習わしむ。

明治十一年、魯領（ロシア領）の浦塩斯徳（ウラジオストック）に航し、貿易に従事す。

また松嶋、一名無人島に航し、開墾し、木材を輸出することを計画す。

同十五年、朝鮮の変に会し、素思を果たさずして帰朝す。

同廿一年、日本煉瓦製造会社の聘する所と為る。

君は天資剛毅、その壮時に磨礪する所の義気は老に及んでもなお鬱勃として、人をして敬畏の念を転起せしむ。実に当世得難きの士なり。

惜しいかな、明治廿五年五月十三日、病を以て上敷免の寓居に歿す。享年六十有一。

.....

ほかの資料も補いながら、下村輪八郎の生涯をたどってみよう。

下村輪八郎（戒名・李蹊居士）は、肥前佐賀領 伊古村（現長崎県雲仙市）の里正（名主）下村六左衛門の家嗣として、天保3年（1832）に生まれた。（碑文の没年より逆算）

嘉永六年（1853）五月、輪八郎22歳（没年から逆算、かぞえ年、以下同じ）、剣術修行のため江戸に出た。家には告げずに、とあるので、家嗣としての責任を感じつつも、青雲の思いが

あったのであろう。

剣術師匠の旗本・伊庭軍兵衛の道場は、江戸の下谷・御徒町にあった。心形刀流（しんぎょうとうりゅう）九代目 伊庭軍兵衛秀俊である。当時、江戸での心形刀流の評判は高く、門弟は千人にも及んだと言われる。この年は6月にペリーが浦賀に来航した年であった。このとき、伊庭軍兵衛のもとでは後述のように渋沢栄一のいとこの尾高長七郎（渋沢の師である尾高惇忠の弟）が修行しており、後に渋沢栄一の日本煉瓦製造に招聘されるきっかけになったと思われる。

修行の甲斐あって、安政7年（1860）の仲春、輪八郎29歳、免許皆伝となった。免状が下村家に残っている（写真4）。 剣号は「常脩子」という。あたかも桜田門外の変（井伊大老暗殺）のころであった。その後、「業成り、諸国を歴遊す」とある。日本各地をまわって見聞や人脈を広めたのであろう。

文久三年（1863）三月、肥前に帰国した。32歳である。

時に佐賀藩の藩侯 鍋島閑叟（なべしまかんそう）は、武を奨励し、下村輪八郎を民籍より抜擢して、武士に取り立て、藩の剣道師範役に任命した。輪八郎の出身は伊古村の名主であったが、ここに百姓の身分から武士となったのである。

「神代（こうじろ）鍋島家日記」の文久三年（1863）9月29日条に下村輪八郎の名前が出てくる。剣法に熟達し武士道を押して心がけも良いので、鍋島藩の侍に取り立て、切米五石を拝領することになった。そこで、下村輪八郎がそのお礼の品を贈ったという内容である。百姓身分から武士になったことが確認できる。文書に亥九月とあり、侍に取り立てられたのが帰国と同じ文久三年（1863）亥年であることがわかる。この時までは「佐七」と名乗っていたようである。（章末に原文、写真5）

時は幕末である。当時、幕府の政綱は弛緩し、尊攘の徒が四方に起こった。下村輪八郎も佐賀藩主・鍋島閑叟の命令を受けて国事に奔走した。（残念ながら『尊攘紀事』に具体的記述はない。）

明治維新後、版籍奉還の後には、専ら「殖産」に心を尽くした。具体的には、「採漆・養蚕・抄紙」をあげている。そして士族の子弟をしてこれを習わしめた。維新後、士族がどのように生計を立てるか重要課題だったので、地域の特産品を開発しようとしたのであろう。

後述の弟・下村義著の碑文にも「罐詰・化学染・水面埋築・炭坑事業」とあり、兄弟が力をあわせて殖産興業につとめた様子がうかがえる。

明治11年（1878）、ロシア領ウラジオストックに航し、貿易に従事した。輪八郎47歳。翌12年6月には弟・下村義著、山口県の吉田孝治とともにアメリカ船でウラジオに向かい、途中6月11日・12日に実際に松島（鬱陵島）に上陸して調査した。同年、長崎に「松竹社」という松島開拓のための組織を作った。48歳である。「開墾」と「木材輸出」を目的としていた。

ここで史料は島名について、「松嶋一名無人島に航し、開墾し、木材を輸出することを計画す」としている。この碑文は明治25年の下村輪八郎の没後に書かれたものであるから、「松嶋一名

無人島」はこの時の認識を示したものである。(島名については後述)

その後は朝鮮に渡ったらしい。

「同(明治)十五年、朝鮮の変に会し、素思を果たさずして帰朝す。」

とあるから、明治十五年(1882年)、壬午軍乱のために朝鮮から帰国したと思われる。輪八郎51歳。「帰朝」とあるので、それまで朝鮮にいたのであろうが何をしていたかは記録がない。

続いて明治21年(1888)、輪八郎57歳の時に、埼玉県深谷市の日本煉瓦製造会社の招聘する所となった。日本煉瓦製造会社は、渋沢栄一が前年の明治20年(1887)10月25日に埼玉県深谷市上敷免(じょうしきめん)に設立した煉瓦工場で、ここで焼成された煉瓦は、東京駅をはじめとする建築物に使用され、日本の近代化に大きな役割を果たした。² 今度新しく発行される1万円札は、渋沢栄一の肖像を表面に、裏面にはこの東京駅の画像が使用されることになっている。

前述のように、渋沢栄一のいとこであり親しい友である尾高長七郎(渋沢の師・尾高惇忠の弟)が、下村輪八郎がかつて江戸で修行した剣術道場、伊庭軍兵衛のもとで修行していた。³ 輪八郎と尾高長七郎は同門であったので、そうした縁がもとになってこの招聘となったのではないかと思われる。

輪八郎は渋沢栄一ともすでに知り合っていた可能性がある。ノーベル化学賞受賞者の下村脩氏は、2014年、深谷市の下村輪八郎の墓参に訪れた際、小島進深谷市長との対談で、父親から聞いた話として次のように述べている。(「広報ふかや」2014年1月号)

「輪八郎は江戸へ出て、御徒町の伊庭道場というところで修行をしていて、そこで尾高長七郎さんや渋沢栄一さんと一緒だったそうです。栄一さんはある意味、弟弟子だったと父が話していました。(略) 栄一さんが輪八郎のことを「輪さん」と呼んでいたとも聞いたことがあります。」

こうして下村輪八郎は明治21年4月6日、日本煉瓦製造会社に「月給10円」で採用された。

4

² 渋沢栄一と埼玉の近代 一創業期の日本煉瓦製造株式会社一

平成23年6月 埼玉県立文書館 「開催にあたって」

http://www.monjo.spec.ed.jp/?action=common_download_main&upload_id=574

³ 土屋喬雄『渋沢栄一』(1989) 吉川弘文館 人物叢書31p

⁴ 井上 かおり 「評議録」にみる創業期の日本煉瓦製造株式会社

http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10196510_po_index.html%40action%3Dcommon_download_main%26upload_id%3D519.pdf?contentNo=1&alternativeNo=

「文書館紀要(=埼玉県立文書館紀要)」17 38p~57p

47p (10コマ) 114号に「下村輪八郎採用の件」 明治21年理事会評議録 N0201

「月給10円 明治21年4月6日」とある。

そして4年後の、明治25年(1892)5月13日、輪八郎は病のため埼玉県深谷市上敷免の寓居で61歳で死亡した。日本煉瓦製造の明治25年『理事評議録』によると、死亡時は「製品出納掛長」だったようである。創業以来、勤続満4か年間、精勤したので、祭祀料として特別に五拾円を給与する、とある。(死亡翌日の5月14日付 第388号)⁵

下村輪八郎のお墓は、上敷免・泉光寺の日本煉瓦製造会社の共同墓地の一角にある。この墓の碑文について、深谷市の郷土史家である荻野勝正氏が「下村輪八郎の碑文を解説する」という題で紹介されている。⁶ 長崎の下村家の掛軸と全く同じ文面であるが、「上敷免」という埼玉の地名が何の説明もなく使われていることからみて、長崎ではなく深谷で撰されたものではないかと考えられるが、決定的な証拠はなく、今後の研究を待ちたい。

・・・・・・・・・・・・・・・・

掛軸(写真1) および墓地碑文(写真2)の原資料

李蹊居士、俗称下村輪八郎。肥前佐賀領 伊古村 里正 下村六左衛門之家嗣也。少而志剣道。嘉永六年五月、不告家 趣江戸、入 旗下伊庭軍兵衛之門、受教。業成、歴遊諸国。文久三年三月、帰国。時 藩侯閑叟、励精修武。擢君民籍 以列士班、捕師範役。当時、幕府 政綱弛緩、尊攘之徒 四起。君亦受君命、奔走国事。事詳于『尊攘紀事』云。王政維新、版籍奉還之後、専効心於殖産。起 採漆・養蚕・抄紙乃業。使士族子弟習焉。明治十一年、航 魯領浦塩斯德 従事貿易。又航 松嶋一名無人島計画開墾 輸出木材。同十五年、会朝鮮之変、不果素志而帰朝。同廿一年、為 日本煉瓦製造会社 所聘。君 天資剛毅、其壯時 所磨礪之義氣 及老尚鬱勃 使人 転起 敬畏之念。実当世難得之士也。惜乎 明治廿五年五月十三日、以病没、上敷免之寓居。享年六十有一。

・・・・・・・・・・・・・・・・

なお、荻野氏は、上掲注の論文で輪八郎がウラジオストックに行った年を「明治16年」と翻刻されているが、諸資料からみて「明治11年」であろう。

筆者も碑文を実見したが、摩耗が激しく、これを解説・翻刻された荻野勝正・増田泰之両氏に敬意を表する。

⁵ 『日本煉瓦製造株式会社関連文書集』 埼玉県文書館

⁶ 荻野勝正「下村輪八郎の碑文を解説する」深谷市郷土文化会年報『故園』18号(平成26年3月31日)7p

写真1

下村輪八郎事績の掛軸 (下村家所蔵)



写真2

埼玉県深谷市の下村輪八郎墓碑



写真3

下村輪八郎肖像



写真4

免許皆伝の免状

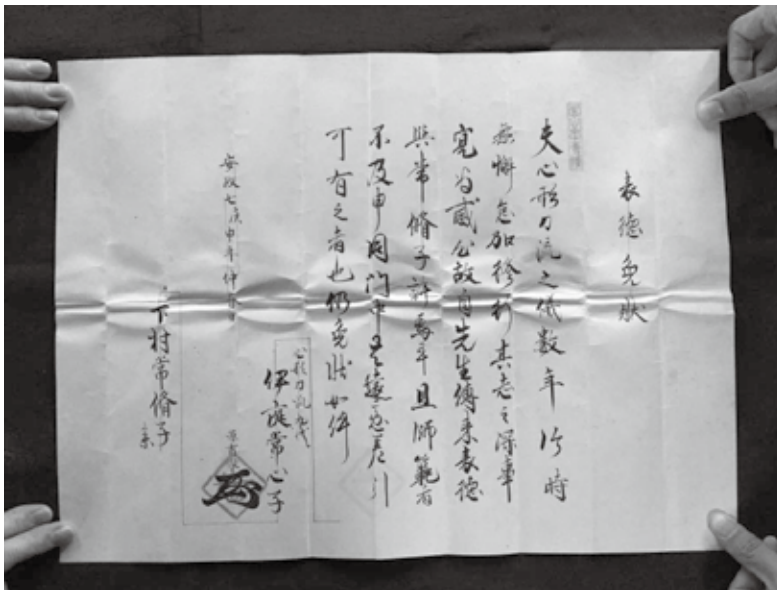


写真5

文久三年の日記（神代鍋島家日記）第70（長崎歴史文化博物館所蔵）



(写真5下)「神代鍋島家日記」文久三(1863)年9月29日积文

4つめの「一つ書」

一 伊古村佐七と申者、当時劔法熟達之趣相聞、右者下輩之者と申而も、心懸厚武士道押立、神妙之者ニ付、当時柄ニ而者猶更之儀ニ付、今般被召出、侍ニ被召成候。御礼左之通。

伊古村

佐七

多年、劔法執心熟達之趣、被
聞召、神妙之至、被
思召、依之切米五石被為拜領、侍ニ被
召成、組付被 仰付候
亥九月

一 右御礼、左之通

旦那様へ 白麻式拾帖

御かた様へ 〃 十帖

御切米五石ニ而 侍ニ被召成 組付ニ被仰付候御礼 下村輪八郎

(以下次頁)

一 右 与(くみ=組)之儀、英一郎組ニ被仰付候事

一 右之御礼、首尾好相遂候上、

旦那様 御かた様へ、御内々、御樽肴 献上申上候事。

(2) 弟 下村義著について

今回の調査では、下村輪八郎の弟・下村義著の資料も見つかった。下村脩氏の曾祖父であり、松島渡航の同行者である。兄の輪八郎が江戸に剣術修行に出てしまったため、末子ながら15歳で下村家を継いで村の名主となった。明治初期、学校校舎の提供、殖産興業にもつとめており、地域の発展に貢献した。明治12年には、兄とともに松島およびウラジオストックにも行き、ともに開拓のための「松竹社」を組織した。

下村家の近くに碑文が建っている。

雲仙市・下村邸近くにある石碑 (A) (写真6)

(下村義著碑) 原文

距今凡式百七拾年前 家祖六左衛門 從鹿島來住伊古村。綿々
歴九代 又號六左衛門。有二男一女、兄輪八郎出江戸於伊庭道
場練武術 姉富女嫁尾形家。君即以末子承家為十代主 勤名主
役。初稱丹作 後改義著。明治十八年三月二十日没 行年四十六
歳。熟按 君生涯過半 献身公役。当辺陋之地 文化未洽之時 自割
住家充小学校舎 或示殖産興業法 如罐詰 如化学染 如水面埋
築 如炭坑事業。其功績不遑枚挙。或欲 遠航朝鮮海計松島竹島
開拓。君能以小村里正之身 近動伊古村教育揺籃 遠搏萬里大
鵬之翼 其志既非池中之物。嗚呼非富一大公共心 何能至此哉。
茲年 伊古中相謀 為傳君事績不朽 建碑以表頌徳之意。

大正六年十月

.....

現代語訳

今からおよそ270年前、家祖六左衛門は、鹿島より来り、伊古村に住んだ。

綿々九代を歴て、又六左衛門と名乗った。この人に二男一女があった。

兄輪八郎は江戸に出て、伊庭道場で武術を習った。

姉の富女は尾形家に嫁した。

そこで、君（下村義著）は末子であったが家を継ぎ、十代当主となって名主役を勤めた。

初めは丹作と称し、後に義著と改めた。

明治18年3月20日没。行年46歳。

かんがみれば、下村義著君は、生涯の過半を公役に献身した。

この辺陋之地（都から遠く離れた地）にあつて、文化がまだ開けない時に、自ら住家を割いて小学校の校舎にあてた。

また殖産興業の法を示した、それは、罐詰、化学染、水面埋築、炭坑事業の如きである。

その功績は、枚挙にいとまがない。

あるいは朝鮮海に遠航することを欲し、松島竹島の開拓を計画した。

下村義著君は、小村の村長の身を以て、近くは故郷・伊古村の教育の揺籃を動かし、遠くは萬里大鵬の翼をはばたかせた。その志はもはや池中のものではない。

ああ、一大公共心に富んでいなかったなら、どうしてこのようなことが出来たであろうか。

この年、伊古村の中で相談し、下村義著君の事績の不朽を伝えるため、碑を建てて、以て頌徳の意を表わす。

大正6年10月

.....

この碑文の草稿と見られるものが2種類、下村家に残っている（B、Cとする。後掲）。これらをもとに義著についても生涯をたどることができる。

下村義著は、没年（明治18年1885 46歳）より逆算すると、天保11年（1840）生まれで、輪八郎より8才年下である。ふたりの間に女子「富」があった。

家嗣の輪八郎が江戸に剣術修行に出てしまったため、義著が家をついだ。

草稿Cによると、義著が家を継いだのは、安政元年（1854）とある。「15歳」とあって、推定生年と一致する。輪八郎が江戸に出た翌年である。

義著の碑文は大正6年（1917）に建てられたもので、それによれば下村家はその約270年前、すなわち1647年ごろ、3代将軍・家光（1651没）の晩年の頃に、家祖の六左衛門が鹿島から伊古村（現・長崎県雲仙市）に来住し、以後9代を経た。すなわち下村家は、綿々9代続く名家であった。下村脩氏の資料にも代々庄屋の家とある。（Wikipedia 下村脩）

義著は末子ながら15歳で下村家を継いで十代当主となり、名主役をつとめ、地域の教育振興や殖産興業に努めた。

草稿Cによれば、明治5年（1872）、すなわち33歳の時に、「丹作」から「義著」と改名し、あわせてこの年には、屋敷を伊古小学校に提供している。明治5年8月には学制が發布されており、碑文では「伊古村の学校の揺籃」としている。

また草稿Cによれば、このあとも地域の重要な役職についていたようである。

[□□年、或為 **神代四ヶ村副戸長**、或被命 **三十一大区副戸長**、及**九大区副戸長**]とある。

神代村（こうじろむら）は、長崎県の島原半島にあった村で、南高来郡に属した。現在の雲仙市国見町の西部、神代（こうじろ）地区にあたる。佐賀藩神代領の鍋島氏の陣屋跡があり、重要伝統的建造物群保存地区として選定されている。

同じ草稿Cによれば、「明治七年三月に至り、家事之都合のより辞職」とあって、いったんはこうした職から辞したが（35歳）、「明治十七年九月、被□命 **伊福村・古部村・伊古村 三ヶ村戸長**、及**学務委員**」とあって、ふたたび明治17年（45歳）、3か村の戸長と学務委員を務めている。

この間に、明治12年（40歳）には兄とともに松島とウラジオストックに行き、「松竹社」を作った。明治15年（43歳）には兄の輪八郎が朝鮮から帰ってきており、力をあわせて地域の発展をはかったのではないか。殖産興業の例として、碑文には、「罐詰」「化学染」「水面埋築」「炭坑事業」が挙げられている。兄とともに公共の発展に尽力した姿がうかがえる。

しかし明治18年（1885）3月20日、46歳で死去した。早世というべきであろう。兄輪八郎が埼玉県にある渋沢栄一の日本煉瓦製造に勤めるのは、弟が死んで3年目の明治21年

である。

下村義著について、碑文は「公共心」に富んだ人として評価しており、私利私欲を離れて、世の中のために尽くした人ととらえている。「欲遠航朝鮮海 計松島竹島開拓」も、こうした志のなかで生まれた事業であろう。「松島日記」の最後に、艱難辛苦を忍んでも公共のために尽くそうという心意気が述べられている。

なお、ここでは「松島竹島」という名称が使われている。(後述 島名について 参照)

A 或欲 遠航朝鮮海 計松島竹島開拓。

B 或欲 遠航朝鮮海 以松島竹島為日本属島。

C 或至遠航朝鮮海口松島竹島付日本属土之木標。

とあって、「松島竹島」は日本の属島・属土という理解が大正6年の建碑段階でも続いていたことを示すのではないか。Cには「木標」を建てたことも記されている。ただし碑文では属島・属地という言葉は削られている。島名については後に検討する。

・・・・・・・・・・・・・・・・

以下資料（碑文と草稿）

雲仙市・下村邸近くにある石碑（A）（下村義著碑）（写真6）

距今凡貳百七拾年前 家祖六左衛門 從鹿島來住伊古村。綿々
歴九代 又號六左衛門。有二男一女、兄輪八郎出江戸於伊庭道
場練武術 姉富女嫁尾形家。君即以末子^承家為十代主 勤名主
役。初稱丹作 後改義著。明治十八年三月二十日没 行年四十六
歳。熟按 君生涯過半 獻身公役。当辺陋之地 文化未洽之時 自割
住家充小学校舎、或示殖産興業法 如罐詰 如化学染 如水面埋
築 如炭坑事業。其功績不遑枚挙。或欲 遠航朝鮮海計松島竹島
開拓。君能以小村里正之身 近動伊古村教育搖籃 遠搏萬里大
鵬之翼 其志既非池中之物。嗚呼非富一大公共心 何能至此哉。
茲年 伊古中相謀 為傳君事績不朽 建碑以表頌德之意。

大正六年十月

（酒井礼次郎 高木繁幸 両氏の解説を参考にさせていただいた）

草稿 B C について

内容からみて、C（草稿①）→B（草稿②）→A（碑文）の順に作られたと思われる。ただし「今から270年前」という同じ表現を使っており、いずれも碑の建てられた大正6年とほぼ同時期に作られた下書きと見られる。ミセケチをそのまま残した。BCの破損部分は碑文Aで補った。

B 下村義著君碑（草稿②）（写真7）

（距）今凡二百七拾年前 家祖六左エ門從鹿島來住
（伊）古村 綿々経九代 又号六左エ門 有二男一女 兄
輪八郎出江戸開道場教武術 姉富女嫁尾形家 君
□雖末子、為下村続家為十代主時年十五歳也勤庄屋役 時年十五歳也

(初) 称丹作 後改義著維新後為副戸長戸長為学
務委員 明治十八年三月廿日没 行年四十六歳 熟
(按) 君生涯過半献身公役 当辺陋之地 文化未洽之時
□割座敷仮設小学校 或示殖産興業法 如罐詰 如化
学染 如新田埋築 如炭坑事業 如□□□伊古村□其
効績不遑枚举或交涉伊福西郷定村境 **或欲遠航朝
鮮海以松島竹島為日本属島** 君能以小村里正之
身 近動伊古村教育之搖籃 遠打萬里大鵬之翼 其
(志) 既非池中之物 嗚呼非富一大公共心 何能至此
哉 茲年有志各中相謀為不忘君公共事績 茲立石碑以
表頌德之意
君之没後 長男律司 年甫十三 雖継家 不幸短命而没
□弟已彦亦夭折 長女**起志**被養横田家 次女**都起**
□見役 明治廿九年 入古部村**松本兵助**翁男 小
□郎為養子 婚都起女 家運益向昌榮噫是雖因兼後
継者奮闘 又以君陰德陽報之賜欵

C 下村義著翁碑 (草稿①) (写真 8)

距今凡二百七拾年前、家祖六左エ門從鹿島來住
(伊) 古村綿々經九代又号六左エ門有二男一女兄
輪八郎 出江戸開道場後教往武州深谷之在 姉富女
□**劍道師範常侍子翁**則末子也時安政元年十五
□歲甫嗣下村家為十代主勤庄屋役○ **初、称丹作、至明
治五年改其名義著**此年割屋敷為伊古小学校
則翁教育心之□□

[□□年或為**神代四ヶ村副戸長**或被命三十一大区**副戸長**及九大区副戸
長] 至明治七年三月 依家事之都合辭職 明治十七年九月被
□命伊福村古部村伊古村三ヶ村**戸長**及学務委員 明治十八
年三月二十日没 行年四十六歳
熟案 翁被生涯過半献身公役其間乃依校舍寄附受□木
杯依為宣城尖上献金□□賞状寧一端事平 □□□□
(遠) 陋之地人未明世之大勢□□□□□之時 或示殖産興業之
法 如罐詰 如化学染 如新田埋築 如炭坑事業、如飯蓮田 伊古村
□有其功績不遑枚举 或判定伊福西郷村等之境界
或至遠航朝鮮海□松島竹島付日本属土之木標 翁能以此一小村里正
近動伊古村教育之搖籃 遠打萬里大鵬之翼 其志既非池
中之物 嗚呼非富一大公共心 何能至此哉 茲年有志相謀為不忘翁公共
事績 茲立石碑以表頌德之意 (以下略)

.....

写真6

下村家近くの下村義著の碑 (A)

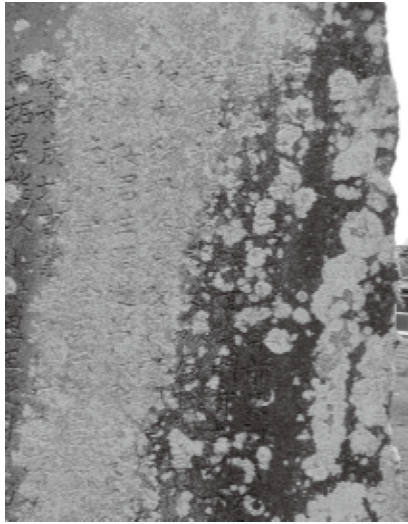


写真7

碑文の草稿 B (草稿②) (右側にある○は碑文の字数計算の目印か)

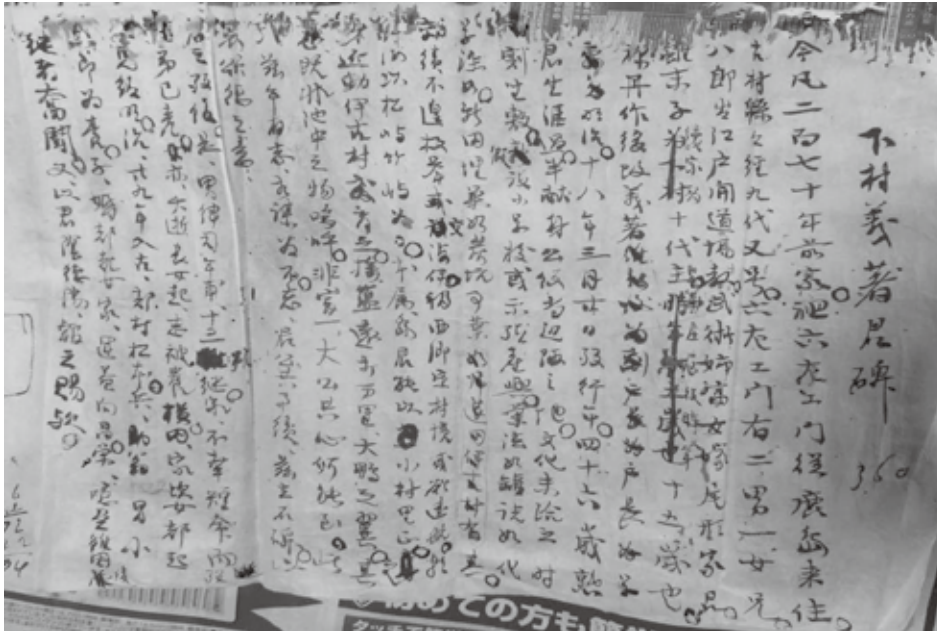
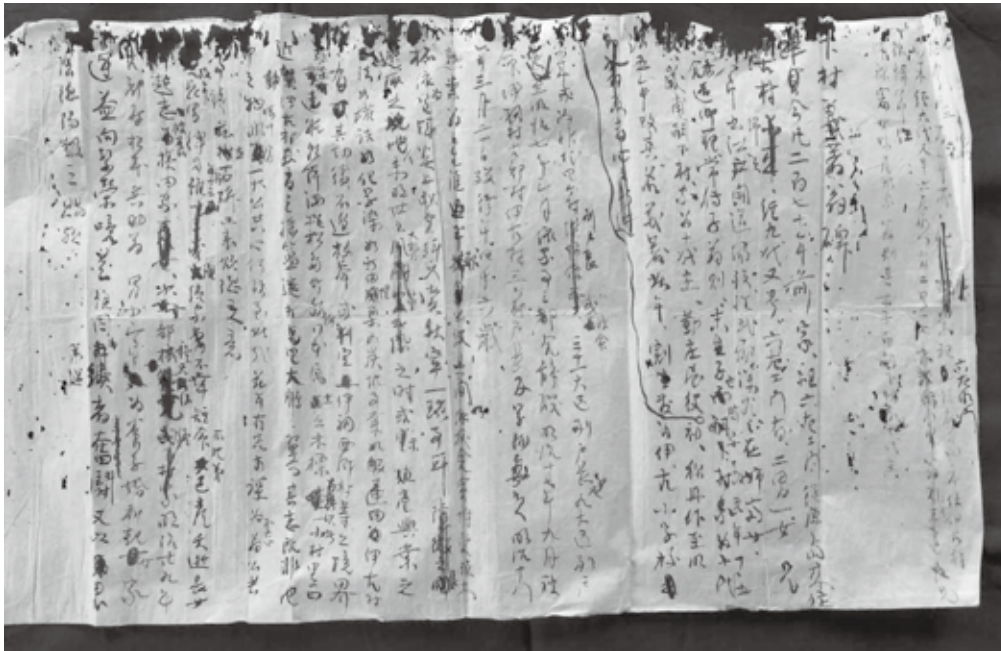


写真 8

碑文の草稿 C (草稿①)



以上、下村輪八郎・下村義著については山崎佳子・内田てるこ両氏の現地調査による。

3「松島日記」による、下村輪八郎たちの行動(時系列)

明治11年(1878)

4月 下村輪八郎ウラジオストックに商用で渡航すべく長崎港に滞在中、瀬脇寿人にあい、松島開拓を勧められる。

4月15日 瀬脇寿人 「久利伊留号」(クリール号)でウラジオストックへ赴任

6月4日 下村輪八郎 イギリス船でウラジオストックに向かう

6月6日 午後1時 松島を南面より見る。巨木繁茂、松島開拓の念慮熟成。

6月9日 ウラジオストック着

6月10日 事務官・瀬脇寿人に面会 佐倉の商人・斉藤七郎兵衛を紹介される。

8月15日 下村輪八郎・斉藤七郎兵衛連名で「松島開拓願」を瀬脇寿人に出す。(『竹島考証』20号) (以上松島日記1)

開拓使の御用艦8月20日ごろ入港の電報。雇った帆船を見合わせる。

8月21日 下村輪八郎の老母大病の電報 長崎に向かう。

8月24日 長崎着 帰村。母没し葬儀を終え、寒冷に向かうため来春着手をはかる。長崎港に転居。

冬 瀬脇寿人 死亡の報。斉藤と相談し、来年4月長崎発を約束。

下村兄弟に山口県平民・吉田孝治が加わる。

(※『西海新聞』の冒頭の紹介では「士族」になっているが、「平民」が正しいか)

明治12年(1879)

5月11日 下村兄弟・吉田孝治の3人、松島開拓を議す。

用船についてあれこれ算段。

(対馬に航する安芸の縄船に依頼すれば松島に行けるという話があったが、結局まとまらず。)

6月6日 アメリカ船「久利伊留号」(クリール号)にかけあい、9日出航を約束

*瀬脇の乗った船と同じか

6月9日 午後5時 乗艦

*結局、斉藤七郎兵衛は不参加。下村兄弟と吉田孝治の3人が行く。(以上松島日記2)

6月10日 午前4時 長崎港出発

6月11日 午前11時 松島を見る(距離40里)

午後4時 着島。日章旗をかかげ、砲声1発。

島の様子を見る。朝鮮人の仮居あり。

ボートをおろし、水夫長・トミシンとともに上陸をはかる。朝鮮人3~4人東北方向を指す。風波のため上陸できず、東北に船をまわすと小湾あり。上陸。

島中について尋ねるが、逃げる。3~4人とどまるが、言語通ぜず、文字なし。ただ傍観。

鮑(アワビ)殻が堆積。水鳥の羽あまた捨ててある。(カモ・カモメの類)

舟を修繕している。

山中に3~4町入る 河あり(清水流れる)。樹木森々。

木の種類を調べる。長崎に帰ってから同定。(以上松島日記3)

日没。帰鑑。朝鮮人たち、見送るがごとき様子。

艦長はすぐにウラジオストックに向かおうとするが、水夫長を通し明朝までの停泊を依頼、許可。島の北位に停泊。帰鑑の際、山腹に煙を見る。朝鮮人が「盗伐」と想像。

6月12日 午前4時 西北隅より上陸。

ここにも朝鮮「漁民」仮居。山頂に煙。伐木ではなく「一種の工業」と推定。

山中に進む。老樹天を覆い、地は平で肥沃。

朝鮮人2～3人、粟粥を食す。輪八郎がそれは何かと尋ねると、与えたので良く見ると汐煎の鮑（アワビ）。下村ら3人、これを食うと美味。

筵（むしろ）に菓餌様のものを干す。うち1種は朝鮮人参か。（長崎での鑑定）

干し鮑をもらう。お返しにパンをあげると、集まって喜んでこれを食う。

いたるところに新旧の木材根株、無数。数年前より今に到るまで「盗伐」したものとみる。山頂まで奇樹喬木数種。

汽船出発を告げ、帰鑑せんとする。その際、水夫等、あまたの鮑を拾い取る。ナマコ・イカなども浅い海中に見える。海産物の多いことをうかがわせる。

ただし、良い湾がない。東北の方位に小島があり、船をつけられる港になるだろう。

後日の目標に、「島の東北へ二本の標柱を建て、「大日本松島」と記し、下へ姓名、裏に年号月日を書載」。*日本領土の認識を確認。近藤重蔵の「大日本恵土呂府（エトロフ）」を想起させる。

発艦ノ際、鯨鯨等ヲ数頭見ル有リ

*[魚偏に孚] 鯨（ふ）はイルカ。小型のイルカ <https://kanji.jitenon.jp/kanjin/6965.html> 諸橋轍次『大漢和辞典』第12巻748p（46165）には「いるか」とある。寺島良安『和漢三才図絵』「海豚魚いるか」の項に「[魚偏に孚] [魚偏に市] 鯨鯨（ふはい）」とある⁷。

イルカやクジラ等の大小の鯨類の群れが数頭泳いでいるのを見たのだろう。当時、鬱陵島付近には捕鯨船が出発していた。1849年に竹島を「発見」したフランス船リアンクール号も捕鯨船だった。下村輪八郎も鯨資源にも注目したことであろう。

午前8時40分、松島から出発。

島の大きさを概則して、周囲8～9里から10里あまりと見る。略図を書いたようであるが、残念ながら新聞記事では省略されている。（以上松島日記4）

6月14日 午前1時ウラジオストック着。6時上陸。

船長、帰路に樺太まで送ると申し出るが、樺太からの便は東京には便利だが長崎行には不便だとして謝絶。

6月15日 3名でウラジオストック事務官に出頭。松島について報告。

寺見・松本、松島開拓は国家の美事として勸励。

⁷ 『イルカ（海豚）』（ものと人間の文化史155）田辺悟著 法政大学出版社 2011年 32pに翻刻
平凡社東洋文庫 『和漢三才図会』第7巻212p

6月16日 松島日記（草案）を事務官へ出す。
6月18日 吉田孝治、事務官に出頭。前長崎県令・北島秀朝と故瀬脇寿人との往復書簡数通を見て、該島着手の定見を知る。
6月24日 下村輪八郎、事務官へ出頭、寺見・松本から資金を借りる。
7月12日 3名、事務官に出て、**寺見機一**⁸に面会。
松島開拓について、東京・外務省の**榎本武揚**⁹に謁見を乞い、委細を陳述するよう言われる。その際、寺見の無事を伝えることと手紙を託される。

7月13日 ウラジオストック発。寺見・松本が見送り。松島開拓を奨励。
7月14日 函館着 17日まで滞在
7月18日 函館出発。艦中、資金不足の為、空腹に悩むも、大事のためとして耐忍。
7月24日 長崎港着（以上、**松島日記5**）

・・・・・・・・・・・・・・・・

このあと、長崎で「松竹社」結成（長崎区西古川町）
開拓の基本趣意書「締約主義」を書く。長崎県庁から、何らかの「御令」
9月19日 下村輪八郎・小幡信義 汽船「東京丸」で上京。内務省に出願に及ばんとす。
（以上 新聞掲載の前書き）
9月24日～10月10日 5回にわたり『西海新聞』に「松島日記」連載
10月15日 「締約主義」掲載

⁸ **寺見機一**（てらみ きいち）は、明治11年（1878）7月～9月の榎本武揚のシベリア横断旅行の同行者。7月26日ペテルブルグ出発、9月29日にウラジオストック到着。

「公使には3人の同行者がいた。公使館通訳・市川文吉、銅板技術を学んでいた大岡金太郎、留学生の寺見機一。」（榎本隆充「榎本武揚の流星刀製作と「流星刀記事」/シベリア横断旅行と「シベリア日記」）

地学雑誌 Journal of Geography 112(3) 453-457 2003 455 p

https://www.jstage.jst.go.jp/article/jgeography1889/112/3/112_3_453/_pdf

寺見機一は、3代目のウラジオストック貿易事務官である。（初代・瀬脇寿人、2代目・松平太郎）
（原輝之『ウラジオストック物語』1998三省堂 160 p）

明治15年4月28日に、ウラジオストック貿易事務官となった。

（3.）貿易事務官寺見機一赴任ノ件. 明治十五年

国立公文書館 アジア歴史資料センター

https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/image_B16080263800?IS_KIND=detail&IS_STYLE=default&IS_TAG_S1=InD&IS_KEY_S1=%E5%AF%BA%E8%A6%8B%E6%A9%9F%E4%B8%80&

⁹ **榎本武揚**（えのもと たけあき）は、このとき外務省 条約改正取調御用掛。

9月10日 外務省二等出仕 11月6日 外務大輔（『近世の万能人 榎本武揚』 325 p）

4 考察

4-1 「松島」は日本領土という認識

(1) 瀬脇寿人の認識

下村輪八郎らの松島開拓の計画は、明治11年(1878)4月、長崎でウラジオストック領事の瀬脇寿人に会って開拓を奨励されたことから始まる。松島は日本領土であり開拓可能、という認識であった。

ウラジオストック領事(貿易事務官)の瀬脇寿人は、自らも「松島開拓願」を出しているが、松島のほかに、朝鮮の近くに「竹島」という島が別にあると認識しており、日本に近い「松島」という名前の島は日本領だという認識を持っていた。

江戸時代の鬱陵島をめぐる日朝交渉(「元禄竹島一件」)の結果、当時の「竹島」(現在の鬱陵島)は朝鮮領と確定されたが、このときに両国の間では、「松島」(現在の竹島・独島)については全く議題にのぼらず、朝鮮領とはされなかった。瀬脇寿人はこの交渉結果をもとに、「松島」という名前の島は日本領だと考えていたと思われる。

瀬脇寿人自身は明治8年(1875)4月に長崎からウラジオストック行の航路での途中で「松島」を実見した。このときのことを瀬脇は記録に残している。¹⁰

瀬脇寿人『烏刺細窠斯杜屈(ウラジオストック)見聞雑誌』 明治8年4月19日条

19日 晴 今日昨日の如く風波なく・・・渺茫たる大洋、天と接するのみ。

午後五時過、又甲板に登り回望すれば、左辺に当て稍大なる一島ありける故、此島の名は何島と申にや、何れの国の領地に属するやと尋ねければ、士官答えて、此島の名は松島と称して日本の属島なりと云るゆえ、甚だ恠(あやし)み居し処へ、仏人も偶来りければ、又尋ねしに、其人も日本の属島と答へけり。されば我属島なりけりと始めて信じぬ。此島に人家ありやと問へば、人家はあらじと云へり。余双眼鏡を出して照し見たれども、薄暮なれば模糊として見へず。¹¹

瀬脇の乗ったロシア船(露国運送船「ヤポネツ」)。4月16日条等(65p)の士官は、見えている島は「松島」で日本の属島だと言い、同乗の乗客と思われるフランス人も、日本の属島だ

¹⁰ 瀬脇寿人『烏刺細窠斯杜屈(ウラジオストック)見聞雑誌』

明治8年(1875)4月7日～6月14日

翻刻 加藤九祚(かとう きゅうぞう)「浦潮物語(一) 瀬脇寿人とそのウラジオストック紀行」(季刊『ユーラシア』4号 昭和47年3月)55p～109p 原文のカタカナをひらがなで翻刻している。

原史料

外務省七等出仕瀬脇寿人外一名商況視察トシテ露国領「ポシェット」へ派出一件 自明治八年/分割2

https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/image_B16080698700?IS_KEY_S1=%E7%80%AC%E8%84%87%E5%AF%BF%E4%BA%BA&IS_KIND=detail&IS_STYLE=default&IS_TAG_S1=InD&

「JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. B16080698700、外務省七等出仕瀬脇寿人外一名商況視察トシテ露国領「ポシェット」へ派出一件(6-1-6-3) (外務省外交史料館)」

明治8年 4月19日 4月28日 5月19日 6月9日条 本報告書の石橋智紀論文を参照

¹¹ 明治8年 4月19日条 加藤九祚翻刻本 67p 下線は筆者。以下同じ。

という認識であった。この時、船上から観察を試みたがよく見えなかったこともあって、瀬脇はまだこの「松島」が日本領であることには半信半疑であったと思われる。

しかし、瀬脇寿人はウラジオストックに着いてから見た地図上に「竹島」という別の島があることを知り、またウラジオストック在住のアメリカ商人コーペルと出会って「松島」が日本領だという認識を深める。コーペルは、松島は日本領なので自分に開拓させてほしいと要請してきた。

同書 明治8年4月28日条

過日長崎より来路の海上に、松島と称する一島あり。日の属島と聞たれども、怪しければ、ウラジオストックへ来着して地図を繙き之を見れば、我が雲州の北に当る竹島の隣島なり。重人コーペルと云る者、今現にウラジオストックに来住して、武藤が寓居の隣家に臣店を開き居住せり。余等が本地に参着せしを聞き、今回日本より当地に領事官の参りし由、請ふ足下より領事に願ふて、我には彼の松島を五年の間貸し給ふべく周旋せられよ、運上は出さんと武藤へ頼みしゆへ、武藤彼の島より金銀の類にても産するやと尋ねければ、笑て答えず。彼は又曰く、若貸給はざれば茲に一策あり、我嘗て彼の島の周囲を回り、港なども見定め置しに、無人島なれば竊に行て居住せんと、戯語を交へ云し由なり。¹²

ここに出てくる「武藤」は、このあと明治9年7月に「松島開拓願」を出した武藤平学¹³のことである。瀬脇寿人とはすでにウラジオストックで出会っており、コーペルは武藤の隣家に住むアメリカ商人であった。コーペルは武藤を通じて、日本領の松島を開拓したいので、日本の貿易事務官である瀬脇に、自分に5年間貸与してほしいと要請してきたのである。

こうして「松島」という資源の豊かな島は日本領だと考えた瀬脇寿人は、もう一つの島「竹島」について、ウラジオストック在住の朝鮮人知識人・金麟昇に確認している。金麟昇は筆談による対話で「竹島」についての瀬脇の問いに、次のように答えた。

同書 明治8年5月19日条

竹嶋距朝鮮幾里程、又距日本幾許。と書たれば、金生（金麟昇のこと）、竹嶋係在江原道三陟府、而此嶋地方周廻、為千里也、土沃物多、然既係国之禁島、故民不居生、或慮生敵三陟營將及月松万戸春秋摘奸耳、幾里程未詳矣。¹⁴

金麟昇は江原道三陟府にある「竹嶋」という名前の物産豊かな島のことを知っており、禁島であるゆえに住民はいないと認識していた。また三陟營將と月松万戸が見回っていることも知っていた。まぎれもなく鬱陵島のことである。「地方周廻、為千里也」は鬱陵島としては大きすぎるが、金麟昇にも詳しい情報はわからなかったのであろう。しかし、これにより、瀬脇寿人は、「竹

¹² 同上 明治8年4月28日条 翻刻76p

¹³ 「陸奥ノ士族」とあることから、これまで「青森県人」とされてきたが、同書4月28日条に「白川（白河）出身とあり、福島県人である（本報告書石橋論文参照）。外務省明治10年5月改正職員録12pにも「ウラジオストック在勤 書記二等見習 武藤平学 福島県平民」とある。「青森県人」とするのは田保橋潔「鬱陵島その発見と領有」『青丘学叢』第3号25p、田村清三郎『島根県竹島の新研究』33p

¹⁴ 同上 明治8年5月19日条 翻刻97p

島」(鬱陵島)とは別に「松島」があり、それは日本領だと確信したと思われる。

瀬脇はまた、ウラジオストックから長崎への帰り道にも「松島」を見ている。

同書 明治8年6月9日条

午前第十時頃より、南方に当て一箇の小島頭はれ出たり。船将に問たれば、是こそ日本の松島なりと云けるゆえ、遙に十二、三里を隔て、双眼鏡を以て照し見に、南北に長く東西に短き稍大なる一島なり。漸く近づき之を見れば、巍々巖たる一山脈、南北に貫き、西面と北面には数百の溪谷相連り、大なる松樹繁茂し、又雑木もあり。山腹に瀑布と覚しき二条の白練の如き物、遙に遠海より見ゆ。其幅二十間ばかり、其高さ四十間もあらんと思はる。船頭の云へるには、此島は凡そ三里四方あり、港も兩三所見ゆれども、大船を繋ぐべき港なしと云へり。余船中より眺望するに、鉾山家の所謂、原山あり次山あり、必ず金属を生ずべし。此島より朝鮮地まで三十四、五里、対馬まで八十里の由なり。¹⁵

帰路に乗った船は露国の商船「クリエル」であり(107p 6月6日条)、その船長も「日本の松島」と答えた。行きにはよく見えなかった島が、はっきりとその姿を見せたのである。往路・復路とも同じコースをたどって同じ島を見たものと思われる。

こうして瀬脇寿人は、長崎～ウラジオストック航路の途中にある「松島」という島が日本領であると確信し、開拓を思い立ったのである。

実際には、この「松島」も鬱陵島なのであるが、瀬脇がこう考えた背景には、当時のいわゆる「島名の混乱」の問題がある。

19世紀初頭の地図上には、イギリス船の誤った測定によりアルゴノート島(実際には存在しない鬱陵島のニセモノの島)があらわれ、フランスの測量によるダジュレー島(本物の鬱陵島)と2島が描かれる地図があった。これをシーボルトが日本を紹介した大著『日本』(1840)で、長久保赤水の地図によって、日本側の認識である日本海上の竹島(鬱陵島)と松島(現在の竹島)にあてはめ、アルゴノート島を「竹島」とし、ダジュレー島(鬱陵島)を「松島」とする地図を作った。これが西洋に広まり、また日本にも流入したため、当時は2つの鬱陵島が地図上に描かれ、竹島と松島が実際にどの島を指すのか、混乱していた時代だったのである。

すなわち瀬脇寿人は、地図上にある「竹島」は金麟昇も知っている竹島＝朝鮮の鬱陵島であり、長崎～ウラジオストック航路の途中にある自分が見た「松島」は、鬱陵島とは別の資源豊かな島であり、日本領で開拓可能だと考えたと思われる。瀬脇寿人は「松島」について古今の文献にあたって記されており¹⁶、江戸時代の「元禄竹島一件」の結果もよく知っていたと思われる。

もし「元禄竹島一件」の結果が、「竹島・松島両島への渡海禁令」¹⁷と認識されていたとすれば、瀬脇寿人が「松島」開拓を発想するはずがない。このような理解が明治はじめまで継続されていたことが注意される。

¹⁵ 同上 明治8年6月9日条 翻刻108p

¹⁶ 『西海新聞』「締約主義」本報告書142p

¹⁷ 池内敏『竹島 もう一つの日韓関係史』(2016)中公新書 81p

『竹島考証』にみる「松島開拓願」

こうして、瀬脇寿人の影響下に、武藤平学、児玉貞易、斉藤七郎兵衛、下村輪八郎の松島開拓願いが相次いで出された。

「松島」という名前の開拓願いはすべて瀬脇寿人の影響下にあったと思われる。

明治14年8月作成の北沢正誠『竹島考証』には、瀬脇寿人らが相次いで出した松島開拓願が記録されている。¹⁸ 下村輪八郎が斉藤七郎兵衛とともに出した「松島開拓願」はこの一連の「松島開拓願」の最後のものではなかった。

明治13年8月の軍艦「天城」の調査により、松島が鬱陵島であることが日本政府にも認識されることになるのだが、それまでは「島名の混乱」は続いていた。日本人が松島（鬱陵島）に実際に行くことになった背景にはこうした事情がある。

¹⁸ 北沢正誠『竹島考証』

第8号（武藤平学） 明治9年7月 東京 外務省へ

第9号 第10号（児玉貞易） 明治9年7月13日

第13号（斉藤七郎兵衛） 明治9年12月29日

第14号（瀬脇寿人） 明治10年4月25日 平信第一 寺島 鮫島あて

第14号付 浦潮港日記抄 明治9年12月18日（13号の斉藤より前）

第14号付 浦潮港日記抄 明治10年3月22日

第15号（瀬脇寿人） 明治10年平信第二 5月

第16号（武藤平学） 明治10年5月6日 彼自身ふたつめ 露港 浦潮港 在留

第17号（瀬脇寿人） 明治10年6月25日 公信第三号 寺島 鮫島あて

第18号（瀬脇寿人） 明治10年7月2日

第20号 明治11年8月15日 下村輪八郎（長崎） 斉藤七郎兵衛（佐倉） 連名 瀬脇寿人あて

『竹島考証』の諸版

国立公文書館と外務省外交史料館に所蔵されている。サイトでの公表や刊行されているものは以下の通り

○エムティ出版 1996年4月15日発行

国立公文書館内閣文庫所蔵 「外務省記録」 下記アジア歴史資料センターのものとは別資料

○国立公文書館 アジア歴史資料センター（白黒）エムティ出版のものとは別資料

<https://www.digital.archives.go.jp/das/image/F0000000000000013391>

○田中邦貴サイト（上記「国立公文書館アジア歴史資料センター」と同資料）カラー 翻刻あり

<http://www.tanaka-kunitaka.net/takeshima/5possetion/2a343tan1649-1881/>

<http://www.tanaka-kunitaka.net/takeshima/5possetion/2a343tan1649-1881/02.jpg>

○韓国ダダメディア版 チョン・ヨンミ訳 2006年5月15日刊

東北アジアの平和のための正しい歴史定立企画団（→のちの「東北アジア歴史財団」）

『独島資料集Ⅱ』 影印と韓国語訳 外交史料館所蔵本（上記2つのテキストとは別の写本）

最後に引用書の一覧がない。→原本ではない？ 戸田敬義の竹島之図2葉が添えられている

(2) 太政官指令との関係

さて、ここで注目されるのは、いわゆる「太政官指令」との関係である。

明治10年(1877)3月、前年の島根県からの地籍編纂の伺いを受けた内務省は、「竹島外一島」は日本とは関係がないという結論を出し、太政官もこれを追認して内務省から島根県に通告した。韓国側はこれをもって、鬱陵島と「独島」が韓国領であることを日本政府が認めたとしているが、はたしてそうであろうか。

島根県側が提出した地図に描かれている竹島と松島は、確かに現在の鬱陵島と竹島(独島)と考えられるが、これを受け取った内務省・および太政官ではどう認識していたか。当時はいわゆる「島名の混乱」の時期であり、二つの鬱陵島が描かれた「竹島」と「松島」を載せる地図があり、このため、竹島と松島が実際にどの島を指すのか、混乱していた時期だったのである。太政官指令に出てくる「松島」(内務省と太政官が判断した「松島」)が現在の竹島(独島)であるとは言い切れないのではないか。

ここで、今回発見された資料から、新しい視点を提起したい。それは、**瀬脇寿人は太政官指令を知らないのではないか**、ということである。

瀬脇寿人が下村輪八郎に出会って松島開拓を奨励したのは明治11年4月である。すなわち太政官指令から1年後である。

太政官指令で「竹島外一島」(竹島と松島)が日本領土外となったのならば、この段階で「松島」の開拓を奨励することは考えられない。ウラジオストックの貿易事務官(外務省官員)たる瀬脇寿人は、太政官指令によって「松島」が開拓できなくなったという認識を全く持っていなかった。瀬脇寿人は太政官指令について何も知らなかったのではないか。

また、今回の「松島日記」に出てくる明治12年7月段階でのウラジオストックの外交官の認識も注目される。下村輪八郎らはウラジオストックに到着後、明治12年7月にウラジオ駐在の外務省官員2人(在留事務官・寺見機一・松本秀三両君)に面会するが、この段階で彼らも「日本領・松島」を開拓すべきと考えている。ここにも太政官指令の影響はまったく見られない。

また、外務省の公式文書たる上掲明治14年8月作成の北沢正誠『竹島考証』には、太政官指令のことが全く出てこない。

『竹島考証』には、竹島と松島がどの島であるかを考証した渡辺洪基「松島之議」も引用されているが、「松島之議」の原本にも太政官指令のことは出てこない。

太政官指令は内務省から島根県に伝えられただけで、外務省には伝わっていなかったのではないか。すなわち外交関係の基礎となる文書とは考えられていなかったのではないか。

(3) 田辺太一の「附け札」について

ここでもうひとつ考えておかなければならないのは、「松島開拓願」につけられた田辺太一の「附け札」の問題である。

『竹島考証』によれば、明治10年4月と6月に瀬脇寿人から出された「松島開拓願」に対して、外務省公信局長の田辺太一は「松島は朝鮮の鬱陵島なので開拓できない」という趣旨の「附け札」をつけた。(エムティ出版『竹島考証』210p、241p) これは、一体いつつけられたものか? 附け札は、願いが出てからそれほど時間をおかずに付けるものであろう。瀬脇寿人はこの附け札の内容を明治11年4月に下村輪八郎に出会って松島開拓を奨励した時に知らなかったのであろうか。しかもこの時は、瀬脇は日本からウラジオストックに帰る旅程にあり、外務省の指令は受け取れたはずである。田辺太一の判断はこれよりも遅れるものであろうか。それとも瀬脇寿人自身にもっと強い判断基準があって下村輪八郎に開拓を勧めたのであろうか?

明治11年4月に下村輪八郎に出会い、長崎からウラジオストックに帰った瀬脇寿人は、そのままウラジオストックに滞在し、同年の秋、11月26日にウラジオストックを発って日本に向かったが、同29日、函館への帰港直前の船内で死亡した¹⁹(本報告書の石橋論文参照)。瀬脇寿人は、彼の開拓しようとした松島が鬱陵島であることを知らずに亡くなった可能性もある。

その後、明治12年7月、下村輪八郎らはウラジオストックの寺見・松本両事務官から松島開拓を激励されている。この時点でも、「松島は朝鮮の鬱陵島なので開拓はできない」、という考え方はまったくない。田辺太一の附け札の趣旨は、外務省の出先であるウラジオストックの事務官にも伝わっていなかったのだろうか。

天城艦の調査で松島が鬱陵島と確定したのは明治13年9月のことであった。それまでは田辺太一の意見も一つの見解として、日本政府内でも議論が続いていたのではないかと。

今回発見の資料から考えられる重要なことは、以下のとおりである。

- ① 江戸時代の「元禄竹島一件」のあとも「松島」という名の島は日本領として残ったという認識が明治まで続いていた。すなわち「元禄竹島一件」の結果は、「竹島・松島両島への渡海禁令」とは認識されていなかったのではないかと。
- ② 「太政官指令」は外務省には伝わっておらず、外交関係の基礎となる重要な文献とは考えられていなかったのではないかと。
- ③ 田辺太一の「附け札」にある「松島は朝鮮の鬱陵島なので日本は開拓できない」という認識については、天城艦の調査で松島が鬱陵島と確定した明治13年9月までは議論が続いていたのではないかと。

¹⁹ 岩崎克己「手塚律蔵と瀬脇寿人」『温知会講演速記録』58(昭和13年)55～56p

4-2 明治12年の松島(鬱陵島)の実態と島に来ていた朝鮮人

下村輪八郎らは明治12年6月、実際に「松島」(鬱陵島)に上陸して調査した。

鬱陵島の調査は、これまで明治15年(1882)の朝鮮の李奎遠のものが知られているが(後述)、下村らの調査はこれに3年先立つものである。

ここでは明治12年の松島(鬱陵島)の実態と島に来ていた朝鮮人について述べる。

(1) 下村輪八郎らの上陸は3回

下村輪八郎一行は、松島に3回上陸したものと思われる。

1回目 6月11日、夕方に南方(?)から上陸。

2回目 翌12日、早朝4時。西北隅より上陸。

3回目 松島を去る前に東北部に標柱を建てる。この時も上陸していることになる。

最初の上陸地点は、前年の明治11年のイギリス船と同じ航路だとすると、南側からアプローチしたことになる。最初に島内の朝鮮人と出会って東北方向の小湾に誘導されたとすると、上陸地点は、沙洞(サドン)もしくは道洞(トドン)付近であろうか。

この時は「短艇ヲ下シ」とあるので、**ボートで上陸**した。

この夜は「島の北位」に停泊した。

2回目の上陸 翌12日早朝4時。西北隅より上陸。

この時の上陸には「短艇」の記述はない。台霞(テハ)付近であろうか。

前日に出会った漁民から情報を得た形跡もないので、アメリカ船の関係者が上陸地点の情報を持っていた可能性がある。島に大きな港湾がないこと、しかし、東北部分に小島が基布しており埠頭となる可能性があること、等は実際に見ているのでであろうか。船の関係者からの情報である可能性もある。

2日目は早朝4時に上陸。午前8時40分に抜錨しており、4時間40分滞在したことになる。

出発前、東北部に標柱を建てた。この時も上陸していることになる。

3年後に鬱陵島を訪れた李奎遠(1882年・明治15年5月)の行程を考えると、陸路で西北隅から東北部に行くことは出来なかったと考えられる。島に4時間40分滞在した間に、標柱をたてるために再度上陸したのであろう。よって**3回上陸**していることになる。

(2) 朝鮮人との出会い 「朝鮮ノ漁民漂着セシ者」について

下村輪八郎たちと、島で出会った朝鮮人たちの間で、特に敵対意識はない。朝鮮人たちは、はじめは恐れて隠れていたが、1日目の日没のときに海岸に並んで「目送ルカ如キ体」(見送るがごとき様子)をしている。もちろん言葉は通じないし、「文字なし」と書いているので、彼らは漢字も読めなくて筆談も出来なかったと思われるが、喧嘩をしている様子はない。お互い、様子見というところだったのだろうか。「目送ルカ如キ体」とは、単に見知らぬ者が立ち去ってほっとしていただけかもしれない。

ただ、2回目の上陸の時は、彼らから**鮑の粟粥**と**干し鮑**をもらっている。

「此處ニ、渠等二三人、居ヲ同シクシテ共ニ食スル有リ。是レ粟粥ニシテ一種ノ食物ヲ盛レリ。其品質不分明ナレバ、輪八郎就キテ尋ヌルニ、渠等掴（つか）ンデ与フ。之レヲ熟視スレバ、汐煎ノ鮑ナリ。三名之レヲ食フ。味至テ美ナリ。」

「又、鮑魚の干タル有リテ、渠等干鮑一串ヲ贈ル。吾輩報スルニ麵包（パン）ヲ以テス。渠等相集リ、大ニ喜ヒテ之レヲ喰フ。」（松島日記4 6月12日）

お礼にあげたパンはアメリカ船にあったものか。珍しがられたのかもしれない。食べ物を分け合っているのは、それなりに友好的な雰囲気があったものと思われる。

後に明治16年の日本人総引き揚げの時には、日本人に名残りを惜しむ朝鮮人の記述もあり（後述）、他国の領土に行つて資源を盗んだ、というのは一方的な指摘ではないか。

・・・・・・・・・・・・・・・・

それでは、島にいた朝鮮人は、どういう人たちだったのであろうか。

下村輪八郎らは島で出会つた人を「**朝鮮ノ漁民**漂着セシ者」（松島日記3 初日、到着時）、「**朝鮮ノ漁民**仮居スル有リ」（日記4 二日目の朝、上陸時）と表現している。

「漁民」とあるが、漁労の様子は描写されていない。

3年後の1882年（明治15年）5月の李奎遠の検察のとき、島には140人の朝鮮人がいたという。彼らについて、宋炳基は以下のように記述している。

「全羅道から来た115名は、造船・ワカメとり（採藎）・採魚に従事していた。彼らは春に鬱陵島にやつてきて、木を切つて船を作つた後、ワカメをとり、魚を捕まえて、全羅道に帰つていたのである。江原道から来た14名は造船のために来たと思われ、慶尚道から来た10名中の8名と京畿道から来た1名は薬草を掘つており、慶尚道から来た残り2名は烟竹（「たばこ竹」、きせる用の竹か）を切つていた。」²⁰

海産資源については、「ワカメをとり（採藎）、魚を捕まえて（採魚）」とある。陸上では、薬草を「掘る」とあり、烟竹を「切る」とある。いずれも島に自生しているものの利用であり、豊富な資源を採集して活用するに止まり、組織的な農耕・漁労は行われていなかったのではないか。3年後の状況から考えて、下村輪八郎が出会つた人たちも、「**漁民**」と表現されているが、漁業をなりわいとする者ではなく、海産資源を利用している者たち、程度の意味ではないか。

鬱陵島の海産資源が豊富で容易に採集できたことは、下村輪八郎の調査時に同時に上陸したアメリカ船の水夫たちが、帰艦にあつて数多くの鮑を「拾い取つて」おり、ナマコやイカ等も「浅瀬ナル水涯ニ見ユル有リ」とある（日記4 二日目 早朝の上陸の帰り）ことからわかる。

また、島の朝鮮人は「鮑の粟粥」を食べていたが、この粟も鬱陵島で栽培していたものではなくて、持参したものではないかと思われる。

「漂着」とあるが、遭難者なのか、意図的に来島した者たちなのかは不明である。

そもそも、鬱陵島開拓が決定されたのは、この李奎遠の調査が契機となつた1882年（高宗

²⁰ 宋炳基『鬱陵島と独島』檀国大学校出版部1999（韓国語）73p

19年（明治15年）8月のことであり、開拓令によって合法的移住が始まるのは翌年1883年4月からである。

（『鬱陵島開拓令』『独島事典』韓国海洋水産開発院2011 245p 許英蘭執筆）

下村輪八郎らが鬱陵島に行った明治12年（1879）6月には、法的にはまだ「空島」政策（すなわち島にいる人間は強制的に連れ戻す「刷還政策」）が維持されており、島にいた朝鮮人たちも、いわば非合法的にやってきた者たちであった。

（3）島の産物・産業について

下村輪八郎たちが注目した島の資源と産業について述べる。（日記3、4）

1日目

A 鮑殻が堆積。水鳥（カモ・カモメ）の羽があまた捨ててある。

鬱陵島のアワビは、江戸時代の大谷・村川のころからの名産であった。

水鳥については皇城新聞にも出る「鶴鳥」ではないか。²¹

禹用鼎「鬱島記」（1900）に出てくる「鶴鳥」と同じ鳥か。容易に捕まえることができ、飢饉のときにこの鳥を食した、とある。²²

B 船の修繕を見る。船の形、木釘を使うこと、道具に注目。

李奎遠の記録にも、全羅道の人たちによる造船が出てくる。（前掲、宋炳基論文）

朝鮮人が鬱陵島の木を切って造船する姿は、古くラ・ペルーズの報告にも見られる。

（1787年5月27日の航海。「ダジュレー島」発見の時）

「この海岸に純中国式の造船場を発見した。・・・大工たちはおそらく60海里はなれた朝鮮から、夏期この島に食料品持参で渡来し、船を建造し、これを大陸で売却するのであろう。」²³

この「造船」は、鬱陵島の木を切って鬱陵島で船をつくるもので、この人たちに、木の生えない竹島（独島）に行く動機はない。

²¹ 1899年9月23日 皇城新聞「鬱陵島 事況」

<http://dokdo-or-takeshima.blogspot.com/2008/05/1899923.html>

²² 禹用鼎「鬱島記」 若或値災年 則幸有鶴鳥與茗夷草 可免飢餓。此是上天好生之德 若有意 而生此物於此土耶。鶴鳥則鷹喙 而鳧足毛皜而鳩 大晝則翱翔乎海面 啄食魚種 暮則歸於山間而穴處 人欲捕得用火山中 則向明來集 因以捕獲全不費力 味如鳧肉。而尤佳茗夷 則一莖兩葉 莖如蒜穗 而葉如玉簪 其花如葱穗之種 而味亦如之。蓋以此禽此草 經年喫過 亦無飢荒之色 甚異事也。

（慎鏞廈『独島領有権資料の探求』第3巻 独島研究保存協会 2000）76p

²³ 『ラペルーズ世界周航記 日本近海編』 小林忠雄編訳 1988白水社 58p

C 樹木に注目。「樹木森々トシテ青空ヲ見ズ。」

鬱陵島は森林資源が豊富であり、下村輪八郎一行も標本をとって後に同定につとめている。見つけた樹木は、「シラゼ 花欄 黄栢 槻 唐松 檜 タブ 椿 楓 桑」とある。早くも「槻（つき）＝ケヤキ」に注目している。

2日目

D 伐木以外に何か「工業」をする。これが何かは不明である。

E 土壌を観察 肥沃と見る。実際には、鬱陵島開拓当時には飢餓状態が報告されており、農業は大豆などが中心であった。

F 鮑の粟粥 粟は栽培でなく持ち込んだものか。朝鮮人たちが農耕をする様子は、李奎遠の報告にも、下村輪八郎の報告にも見えない。

G 朝鮮人参

鬱陵島に朝鮮人参があったことは李奎遠の記録にも出る。

H 海産物が豊富 水夫たちが帰り際に、アワビをとり、ナマコ・イカが見えた。

I 鯨 「発艦ノ際、鯨等ヲ数頭見ル有リ。之レヲ以テ想像スレバ、莫大ノ漁獵アルヲモ亦知ル可キノミ。」鯨

「鯨」（ふ）はテキスト解説に示したようにイルカである。下村輪八郎たちは、イルカやクジラ等の群れが泳いでいるのを見て、鯨資源が豊富だと考えたのであろう。

当時、鬱陵島付近には西洋の捕鯨船が出発していた。「リアンクール島」を発見したフランス船リアンクール号も捕鯨船だった。西洋の船は、鬱陵島のみならず、竹島（独島）付近を航行していた可能性がある。

しかし、朝鮮における近代的捕鯨の開始は1894年からで、ロシア主導によるものである。²⁴ 鬱陵島に来ていた朝鮮人が竹島（独島）付近で捕鯨をした、という記録はない。

²⁴ 『鯨研通信』 第467号 2015年9月

国際捕鯨委員会 / 科学小委員会の変遷と日本との関係 (V)

北太平洋鯨類資源の管理問題 (その1) 大隅清治 (日本鯨類研究所・顧問)

北太平洋における各国の近代捕鯨の歴史

<https://www.icrwhale.org/pdf/geiken467.pdf>

4 p 韓国

朴九秉『韓半島沿海捕鯨史 増補版』図書出版民族文化 1995 を引用

(4) 安芸(広島県)の縄船について

「松島日記」によれば、下村らが松島への船便を探している時に、安芸(広島県)の縄船が対馬に出漁しているのも、これに頼めば松島(鬱陵島)に行けるのではないかと考えていたことがわかる。当時の日本漁民の朝鮮出漁の資料としても注目される。

下村輪八郎たちは、長崎から松島へ行く雇の汽船を探して尽力したが見つからず、それでは漁船で行こうとしていると、長崎・大浦の末光村次という者が、「対州に航する芸州の縄船ちふ漁舟に依頼せば事成る可し。賃金凡百五拾円にて承諾す可し」と言ったというのである。

(「松島日記2」「5月13日」の項目)

明治12年5月の時点で、すでに芸州(広島県)から対馬まで「縄船」が出漁しており、その船ならばさらに松島(鬱陵島)に行ってくれるかもしれない、と長崎・大浦の人が考えていたことになる。

この「縄船」とは「延縄漁船」と思われる。吉田敬市『朝鮮水産開発史』に以下の記述がある。

「明治十一年三月、広島縣坂村の中東丈右衛門等四人がタイ・フカ釣目的で釜山浦に渡り、通譯を雇い仁川まで達した。又、同年八月山口県吉母浦の新田助九郎等三名は、巨濟島・釜山附近でタイ延縄を試みているが、此等がその嚆矢のようである。當時、新田等は沿岸の地先で短時間の間に満船したという。ここに於て出漁熱を昂め、同年十一月には出漁船を二十五隻に増加し斯業開発の基礎を固めた。」²⁵

1876(明治9)年の日朝修好条規締結後、西日本の漁民の間では「朝鮮通漁」の動きが高まっていた。このような動きの中で、下村たちも前年(明治11年)に朝鮮に初出漁して成果を収めていた広島県の延縄漁船に同乗しての松島(鬱陵島)渡航を計画したものと思われる。

(この項は藤井賢二氏のご教示による)

.....

(5) 島名について「松島」「松島竹島」「松竹社」

今回見つかった資料で注目されるのは、開拓すべき島の名を「松島」ではなく「松島竹島」、開拓のための組織を「松竹社」としていることである。

明治政府に出された「松島開拓願」は、すべて「松島」であった。瀬脇寿人は「竹島」とは別に「松島」があつて、それは日本領で開拓可能と考えていたからである。上述のように「松島」の開拓願いは、すべて瀬脇寿人の影響下にあった。

西海新聞も「松島」をとる。連載記事の冒頭に、「隠岐島より七八十里、玄海洋中の沖津島より三四十里を隔てたる日本海中にある松島といふ島を開拓せんと」とある。西海新聞は輪八郎らの記録を、「松島日記」あるいは「松島日誌」とした。

²⁵ 吉田敬市『朝鮮水産開発史』朝水会 1954年 下関 196頁「タイ漁業」の項目

ところが、輪八郎らの「締約主義」には「**松島竹島**」と出てくる。
「又聞ク、北海ノ小笠原洲トモ称道スヘキ、世ニ謂ユル**松島竹島**チフ者、山陰ノ遠瀛ニ当ル日本海中ニ崛起セリト。」

また、「締約主義」の以下の文章が注目される。
「今年六月、輪八郎、及弟義著、吉田孝治三名、(略)、決然米艦ニ搭シ去リテ**松島**(洋人製図謂ユル)ニ至ル。偶朝鮮ノ漁民漂着シ、其林材ヲ伐リテ舟艇ヲ修理シ、其海産ヲ採リテ饑餓ヲ療シ、或ハ干鮑ヲ製シ、或ハ人参ヲ干スノ情況ヲ実見ス。(其概要ハ**松竹日誌**ニ載ス)」

ここには「**松竹日誌**」とあり、下村輪八郎たちが書いた日誌の原文の題名は、新聞連載の「松島日記」「松島日誌」ではなく、「**松竹日誌**」であったことがうかがえる。

また、開拓のための組織名も「**松竹社**」という。命名の由来として「締約主義」は、松と竹の両方の徳を述べている。

「該島ノ称谓**松竹**ト喚ヒ做スヲ以テ、単ニ之レヲ社号トシ、**松**ハ冰雪ヲ侵シテ以テ清幹貞固ノ操ヲ持チ、**竹**ハ風霜ヲ凌キテ以テ虚心勁直ノ節ヲ守ル、自ラ是レ我カ同胞社会ノ精神ト為ス可キ者」

下村輪八郎たちは、「**松島**」ではなく、「**松島竹島**」(あるいは「**松竹**」)と呼んでいたのではないか。

前掲資料に出てくる、「**松島**(洋人製図 謂ユル)」というのは、西洋の地図に「松島」と出てくる島、ということであろう。西海新聞の連載で「松島」としたのは新聞社の意向で、下村輪八郎たちもそれを尊重したのではないか。

これを裏付けるように、弟・義著の史料には、すべて「松島竹島」と出てくる。

- A 或欲 遠航朝鮮海 計**松島竹島**開拓 (碑文)
- B 或欲 遠航朝鮮海 以**松島竹島**為日本属島 (草稿②)
- C 或至 遠航朝鮮海 □**松島竹島**付日本属土之木標 (草稿①)

草稿だけでなく、実際に碑文としても使われていることから、碑文の建った大正6年段階でも「松島竹島」という名称が地元では残っていたことがわかる。

下村輪八郎たちのグループの中では、島名は「**松島**」ではなく、「**松島竹島**」(あるいは「**松竹**」)だったのではないか。

なお、「締約主義」は、**一島兩名**と**二島各称**の両説をのせる。

「明治ノ初年、隠岐参事**藤四郎**君、職ヲ辞シ、該島着手ノ為福岡ノ士族数十名ヲ募リ、筑前若松港ヨリ船ヲ発シテ实地ヲ験視シ、尚再発シテ事ニ従ハムトシ、全君病ミ且死スルニ会ヒ、其行終ニ果サスト。然ルニ前行ニ跟随セシ一人ノ該島ト我カ辺海トノ方位距離ヲ説クヲ聞クニ、

隠岐島ヨリ西ニシテ凡七八十里、玄海洋中ナル沖津島（筑前大島ヨリ西北四十八里）ヨリ凡三四十里ナル可シト云ヘリ。現ニ内外地図ニモ載セテ昭々タルヲ、或ハ一島兩名有リトシ、或ハ二島各稱有リトシ其ノ実地上ニ於テ未タ其ノ詳細ヲ探知スルヲ得サリキ。」

一方、輪八郎の掛軸・碑文（没後なので明治25年の直後）は「松嶋一名無人島」とする。

「明治十一年、航魯領浦塩斯徳 従事貿易。又航 松嶋一名無人島 計画開墾 輸出木材」

この文章が長崎で作られたのか、深谷で作られたのかは未詳であるが、明治25年の段階で、「松嶋一名無人島」という言い方がされていたのが注目される。

おわりに

(1) 開拓の志

「開拓」を願い出た人たちには、「未開の地を開拓して世の中の役にたてたい」、という志があったのではないか。「侵略して他人の宝を盗む」という史観で一色に染めてしまうのには違和感がある。下村義著の碑文には公共心に富む人とあり、松島日記の最後には自分たち自身の身を犠牲にしても開拓の実を遂げたいという志がある。

「開拓」ということと言えば、輪八郎を百姓身分から武士に取り立てくれ、全国に国事奔走に赴かせた藩主の鍋島直正（閑叟）が、明治新政府では、蝦夷開拓総督から初代の開拓使長官をつとめたことも、あるいは輪八郎たちの志の形成に影響を与えているかもしれない。

ここでは「締約主義」によりながら、下村輪八郎たちの「松島開拓」への思いにふれてみたい。あくまでも、長崎～ウラジオストック航路途中にある「松島」（実は鬱陵島）は日本領土と考えるの開拓計画であった。

「締約主義」は、冒頭、大小名貴神＝オオクニヌシ（大国主）とスクナヒコナ（少彦名）の兄弟による「国開き」（開拓）の神話をあげて、その盟約（誓い）を述べる。

まず日本をとりまく地政学的状況から説き始め、ロシアは一大敵国と位置付けた上で、日本海側の対岸地域について、親しく交わらないと攻めあう関係になるので、信義と情好を重んじて貿易を盛んにし、親睦の隣交を結ぶべきだとしている。

次に、南方の小笠原島について、維新前後の国家多事の中に英米人が住むようになったが、談判の結果、日本領土と確定し、産業が発達しつつあり、東洋の要港となっている、とする。

ここで、山陰沖の日本海にある「松島竹島」に注目し、「北海の小笠原洲」と位置付ける。この島はもとより日本の属島であることは間違いないとした上で、江戸幕府は、密貿易や外国の干渉を防ぐために、これを「度外視」してきた、と批判する。

（もちろんこれは江戸時代に「竹島」と呼ばれていた鬱陵島のことである。）

以下「締約主義」は、この島の開拓をめぐる歴史的経緯を振り返る。

まず明治初年、藤四郎は、福岡の士族を募り、筑前若松港から船を出して開拓しようとしたが、病のため死亡して実行に到らなかった。この島は内外の地図にのっているが、「一島兩名」の一つの島なのか、「二島各称」がある二つの島なのかもわからず、具体的な詳細についてはいまだに不明であった。

このとき、ウラジオストック領事の瀬脇寿人は、古今の日本や外国の資料を調べた結果、日本領の島であり重要な位置にあるので開拓しようとし、長崎県令の北島秀朝にも照会して、共に事業に当たろうとした。ところが、この二人は相次いで死亡してしまい、開拓事業が緒に着くことはなかった。

下村輪八郎は、瀬脇寿人の勸奨により、斉藤七郎兵衛とともに松島開拓願書を出し、開拓の実行を期していた。そして、明治12年6月、弟の義著、吉田孝治とともに3人でアメリカ船で松

島に上陸、島の状況を実見して記録した。

3人は、ウラジオストック着後、在留事務官の寺見機一・松本秀三にも奨励され、外務省の榎本武揚への手紙を託された。

そこで、下村輪八郎らは、来春（明治13年）を期して開拓に着手し、まず埠頭を作り、港を開いて、林業と漁業を盛んにし、農業・工業を起こして、士族や庶民の生業の場として発展させたいという。さらに、次第に開けてきたウラジオストック貿易を盛んにし、外国に必要な資源を供給し、善隣の道を講じて、日本の必要なものも輸入する。あわせて、長崎の振興回復も計画している。このために「松竹社」を結成して開拓の実際に当たろう、というのである。

.....

長崎・ウラジオストック航路は日本海の対岸貿易の重要な拠点であり、長崎は大陸への門戸であった。中国上海とのルートも含めて、その貿易振興をはかることは、長崎港の発展に欠かせないものであった。「松島」は、その長崎・ウラジオストック航路の船から見えるところにある。資源豊かなこの島もあわせて開拓して、世の役に立てようとしたのではないか。

もちろん、この「松島」は鬱陵島であり、下村輪八郎たちは誤解していたのであるが。

下村輪八郎たちの「締約主義」は、実際のロシア（ウラジオストック）体験、そして「松島」（鬱陵島）実見の直後に書かれた。新興のウラジオストック港の可能性を見、地政学的位置を考え、貿易の実態を研究して、長崎はどういう役割を果たせるかを考えたのではないか。

長崎からは上海にも繋がるルートがあり、瀬脇寿人らは鬱陵島の木材を上海で売ろうとした。²⁶ 長崎港が結節点となっている。すでに長崎・ウラジオストック航路があり、長崎・上海航路があった。

江戸時代、海外への唯一の門戸であった長崎が、明治に入って衰亡のきざしが見えた。そこで下村輪八郎たちは長崎港の振興を考えたのではないか。

ウラジオストックの外務省の出先が「松島」の開拓を奨励しようとしたのも、途中にあるこの島が重要だと考えたからではないか。「松島開拓願」が相次いで出た背景に、長崎、という視点から考えられることがあるのではないか。

結局は、明治13年9月、戦艦「天城」の調査で松島は鬱陵島と知れて、日本人による開拓は出来なくなる。こうして明治16年10月、鬱陵島からの日本人総引き上げとなるが、この時、鬱陵島の朝鮮人島民が日本人との別れに名残りを惜しんだという記録がある。

日本人引き上げのため政府が用達した共同運輸会社汽船「越後丸」で鬱陵島へ渡った政府の責任者である内務省書記官・桧垣直枝の「蔚陵島出張復命書」である。

²⁶ 『竹島考証』第17号 エムティ出版 237p、武藤平学「松島開島之建白」『竹島考証』第16号 同234p

「(明治十六年十月)十四日になって、鬱陵島のアリクサ(引用者注 阿陸沙=沙洞サドン)に帰り、集まっていた日本人を乗船させた。総人数は二五五名であった。この島で居住する朝鮮人はおおよそ六〇名で、日本人の恩恵を受けて生計をたてている者が多く、日本人の帰国を聞くや嘆き悲しみ、まるで兄弟親友の別れのように荷物の運搬をし、送って来た。日本人も彼等に感謝の気持ちで米等を手渡していた。島長・全錫奎は日本人の伐木した木材を盗伐視せず、随意に本国へ搭載して帰国することを許可した。日本側も暴風雨などの緊急時に利用するようにと白米四斗二升、俵二十五包を手渡した。」²⁷

日本側の記述であるので、日本人に鼻屑目があるとは言えるであろう。当時鬱陵島にいた朝鮮人の数が60名とあるのは、開拓令を受けて明治16年(1883年)4月と7月に最初に公式に居住した人たちと思われる。

「日本人の恩恵を受けて生計をたてている者が多く」とあるのは、日本船による食糧や日用品の移入のことを意味していると思われる。電気もなく、食料も乏しい開拓生活のなかで、ともに開拓事業を進めた日本人と朝鮮人の姿がかいま見えるのではないか。

「日本人の帰国を聞くや、嘆き悲しみ、まるで兄弟親友の別れのように荷物の運搬をし送って来た」というのは、韓国人の情の深さを考えると、実際にそういうことがあったものと思われる。

「島長・全錫奎は日本人の伐木した木材を盗伐視せず、随意に本国へ搭載して帰国することを許可した」とあるが、その判断の背景には、島で日本人が果たしていた役割を評価していたのではないか。

鬱陵島の開発に当たって、日本人の果たした役割を全否定しても良いものであろうか。

もちろん、江戸幕府も明治政府も鬱陵島は朝鮮領と認めており、勝手に島に入り込んで伐木するのは違法である。下村輪八郎たちは「開拓の志」のみで実際に鬱陵島の開発に当ることはなかったが、鬱陵島に渡る日本人たちは上記の明治16年の総引き揚げ後にも続いた。

上述の明治16年に鬱陵島にいた日本人たちは、日本での裁判で無罪放免となるが、この時に木材は朝鮮国の官吏から恵与されたものとしており²⁸、当時の朝鮮側の統治にも、日本人の入島を許す条件があったのではないか。

その後の展開と鬱陵島で日本人が果たした役割も含めて、実際に鬱陵島で何が起こっていたのかを、史料から明らかにしていくことが重要である。

²⁷ 外交史料館所蔵「朝鮮国蔚陵島へ犯禁渡航之日本人引戻処分一件」

杉原隆「明治十六年鬱陵島を退去させられた石見の人達」『郷土石見』92号
2013年4月刊 28p 内務省書記官・桧垣直枝の「蔚陵島出張復命書」
https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/takeshima/web-takeshima/takeshima04/index.data/20150202105156963_0001.pdf

²⁸ 日本外交文書 第16巻 一三三 附記1 339p

(2) 独島は鬱陵島の属島か？

最後に、現在の竹島問題に関連して、述べてみたい。

果たして歴史的に竹島（独島）は鬱陵島の属島なのか、という問題である。

下村輪八郎たちの資料には、竹島（独島）への言及が全くないことが逆に注目される。長崎～ウラジオストック航路から見える島としての松島（鬱陵島）への関心なので当然とも言えるが、鬱陵島を開拓しようという人間にとって、竹島（独島）は注目に値する島ではなかったのではな
いか。池内敏教授がしきりに強調するように、竹島（独島）はそれのみでは生業として成立する
経済的価値を持たない島であった。²⁹

安龍福事件直後の1694年に鬱陵島を訪れた張漢相の航海日記などを見ると、前近代の朝鮮半島から鬱陵島までの航海は、遭難による生命の危険をとまなう非常に危険な航路であった。
³⁰ ようやく鬱陵島にたどりついたあと、それからさらに先の竹島（独島）まで、さらなる危険を冒して、経済的価値のない島の開発を目指す動機はないのではないか。

日本側から鬱陵島を目指せば、竹島（独島）は途中で出会う島である。ところが朝鮮側から鬱陵島を目指せば、資源の豊かな鬱陵島にまず行き着くわけで、いわば鬱陵島がゴールである。そこから、さらにリスクを冒して、はるか先の竹島（独島）まで行こうとする者はいなかったのではないか。

鬱陵島と竹島（独島）の距離は約88kmである（外務省HP）。³¹ 江戸時代の『隠州視聴合紀』によれば「一日程」かかる。³² 竹島（独島）には水も食料もないので、鬱陵島にいる人間は最低往復2日分の水と食料を用意しないと竹島（独島）での作業は出来ない。そうまでして、経済的メリットのない岩の開発を志す朝鮮の漁民が、果たしてあったのだろうか。

歴史的に振り返ってみると、1694年、鬱陵島に行った張漢相は、遠くにぼんやりと見える島を目撃しただけで、竹島（独島）には実際には行かなかった（上掲『蔚陵島事蹟』）。これは朝鮮王朝の官人（役人）が初めて竹島（独島）を認識した記録であって、その前にも後にも、竹島（独島）について記録したものはない。

²⁹ 池内敏『竹島 もう一つの日韓関係史』（2016）中公新書 108p

池内敏『竹島問題とは何か』名古屋大学出版会（2012） 62p

³⁰ 張漢相『蔚陵島事蹟』

残されている史料としては、朴世堂『西溪雜錄』と申光璞『蔚陵島事蹟』がある。

<http://dokdo-or-takeshima.blogspot.com/2009/05/1693-1703.html>

³¹ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/> 「所在地図」

³² 戊亥間行二日一夜 有松島、又一日程有竹島。この「松島」は現竹島（独島）、「竹島」は鬱陵島である。

その後、鬱陵島を実際に訪れた朝鮮王朝の歴代の官人＝掃討使たちも、竹島（独島）に行ったものは誰もおらず、竹島（独島）についての報告はなく、報告書の鬱陵島の範囲に独島を含めた者も誰もいない。これらは、いずれも予算的にも日程的にも十分に余裕があったであろう朝鮮王朝の公的な調査であるが、独島について報告する者は一人もいなかった。

鬱陵島に実際に行った官人等の記録をまとめた柳美林論文の最後の一覧表を見ると、著者の意図とは裏腹に、鬱陵島に実際に行った官人たちが、鬱陵島の範囲に独島を含めていないことは明白である。³³

10p 表1 鬱陵島の距離関係に関する文献上の記録

記録者(出典)	東西	南北	まわり(周囲)
通説(三国史記、疆界考ほか)			100里(*「方百里」のことか)
金昌胤	60~70里	70~80里	120里
張漢相	60里	70里	150~60里
韓昌国	50~60里	70~80里	
朴世堂			100余里
金正浩	70余里	50余里	200里
李奎遠			140~150里
皇城新聞	60里	40里	200里
崔南善	10km	9.5km	120里
行政地図	11.426 km(28里)	10.73 km(26里)	56 km-56.5 km (約 180~183里)

いずれも、東西・南北ともに数十里の範囲におさまり、100里を超えるものはない。

当時の朝鮮の1里は420.2メートルなので100里は約42kmとなる。約88km(すなわち約200里)離れた竹島(独島)を「鬱陵島」の東西・南北の距離の範囲に含めた記録はひとつもない。³⁴

³³ 柳美林「「石島」は「独島」だ 日本の「石島＝独島」説否認に対する反駁」

韓国海洋水産開発院：『海洋水産動向』1256号 2008年4月3日

http://dokdocenter.org/dokdo_news/wys2/file_attach/2008/05/01/1209605713-64.pdf

³⁴ 金昌胤 正祖10年(1786) 搜討使、張漢相(肅宗代) 1694年(上掲)、韓昌国 正祖18年(1794) 搜討使。 *なぜか張漢相が最初ではなく2番目に来ている。朴世堂も肅宗代の人。

金正浩は『大東輿地図』で有名な地理学者で、柳美林は『大東地志』を注記。

李奎遠は1882年(高宗19年 明治15年) 後述。

皇城新聞とあるのは、『鬱島郡の配置顛末』記事(1906年7月13日)のことで、この論文の主題である。この数字を柳美林は「鬱陵島」のことだと強弁するが、実は「鬱島郡」のことである。

崔南善は1953年ソウル新聞連載「鬱陵島と独島」。

最後の「行政地図」とあるのは現在の鬱陵島の行政地図(実際の距離)である。

そして1882年（高宗19年 明治15年）、高宗から鬱陵島の検察（調査）を命じられた李奎遠も、独島を確認していないし、さらに彼は于山島は鬱陵島の別名であるとした。³⁵

「晴明之日 登高遠眺。則千里可窮 而更無一拳石一撮土。則于山之稱鬱陵 即如耽羅之稱濟州。」
訳「晴れた日に高所に登って遠くを見た。千里をも見通せると思われたが、石も土も何も見えなかった。すなわち、于山を鬱陵と称するのは、まさに耽羅を濟州と称するが如きものである。」

「耽羅」が濟州島の別名であるのと同じように、「于山」とは鬱陵島の別名であるというのである。ここに、鬱陵島とは別に「于山島」という別の島があるという朝鮮王朝の積年の誤謬は、高宗が直接に派遣した李奎遠によって否定され、正されたのである。

さらに、1900年に日本の赤塚正助らとともに鬱陵島を調査した禹用鼎も、竹島（独島）に行こうとはしなかった。禹用鼎の報告である「鬱島記」には、竹島（独島）のことは何も書かれていない。³⁶

この調査を直接のきっかけとして、1900年、勅令41号が定められた。それまで「鬱陵島」と呼ばれていた地域が、そのまま「鬱島郡」に昇格したのである。郡への昇格時の内部大臣・李乾夏の「請議書」が残されているが、この「鬱陵島」の範囲は「縦八十里 横五十里」であって（該島地方이 縦可八十里오横爲五十里라）、この範囲には、竹島（独島）は含まれていない。³⁷

鬱陵島를鬱島로改稱하고島監을郡守로改正에關한請議書

右는 該島가 東溟에 特立하여 大陸이 遠隔하온바 開國五百四年에 島監을 設置하여 島民을 保護하고 事務를管掌케 할시 該島監 裒季周의 報牒과 本部視察官 禹用鼎과 東萊稅務司의 視察錄을 參互節查하은즉 該島地方이 縱可八十里오 横爲五十里라

訳「鬱陵島を鬱島と改称し島監を郡守と改正することに関する請議書

右は、該島（鬱陵島）は東溟に特立して大陸から遠隔であるが、開国五百四年に島監を設置して島民を保護し事務を管掌させてきたが、該島監・裒季周の報牒および本部視察官・禹用鼎と東萊稅務司の視察錄を參互節查すると、該島地方は縦が八十里ほどであり、横は五十里という。」

³⁵ 李惠恩・李ヒョングン『晚隱李奎遠の鬱陵島觀察日記』韓国海洋水産開發院2006 196p

³⁶ 禹用鼎「鬱島記」慎鏞廈『独島領有權資料の探求』第3巻69p～79p独島研究保存協會2000

³⁷ 慎鏞廈『独島の民族領土史研究』（知識産業社）1996年（韓国語）192p

「鬱陵島를鬱島로改稱하고島監을郡守로改正에關한請議書」

慎鏞廈は、最後の「該島地方」を「該地方」と翻刻するが、原史料を見ると「該島地方」である。

以下に日本語解説あり

<http://dokdo-or-takeshima.blogspot.com/2010/02/1900-oct-22-petition-by.html>

原史料

https://farm3.static.flickr.com/2687/4352027425_1c807e2563_o.jpg

開国五百四年は1895年（明治28年）。「開国」は李朝の建国をいう。「本部」は「内部」。「東萊税務司」はラポルテである。島監・裴季周の報告と、上掲1900年の内部（内務部）視察官の禹用鼎および同行した釜山の税務司であるラポルテの報告を総合して検討すると、該島地方すなわち「鬱陵島」は、縦が80里ほどであり、横が50里だというのである。上述の歴代の官人たちと同様、この範囲には独島は含まれない。

この「鬱陵島」がそのまま「鬱島郡」に昇格したのであって、「請議書」には新たに何かを加えるという文言はない。よって「鬱島郡」内の「石島」が結局どの島であるにせよ、昇格した「鬱島郡」には竹島（独島）は含まれていない。

竹島（独島）が鬱陵島の属島であったことは歴史上一度もなかったのである。

こうして1905年（明治38年）2月22日の竹島の島根県への編入となる。独島が鬱陵島の属島であるならば、日本への編入は領土を侵奪したことになるが、実際にはそうではなかった。

戦後、サンフランシスコ平和条約の草案作成過程でも、竹島（独島）はいちども鬱陵島の属島とされたことはなかった。終始、別個の独立した島として議論されてきた。³⁸ どちらに所属させるかの変遷はあったが、結局、署名された条約では日本が放棄する領土には竹島は含まれず、日本領土に残った。韓国側はサンフランシスコ平和条約には独島の名前がないので何も決定されなかった、というが、これは詭弁である。サンフランシスコ平和条約の領土条項に独島の名前がないということは、すなわち日本が放棄する領土には竹島（独島）は含まれないわけで、日本領土として残ったのである。

このように韓国側の鬱陵島開発の歴史をたどると、独島が鬱陵島の属島であり韓国領だという韓国側の主張には歴史的根拠がないことがわかる。韓国側は歴史的根拠のない主張をまず取り下げて、歴史事実を直視することから始めるべきである。

最後に、毎年2月22日に行われる島根県の「竹島の日」の式典で繰り返して言われていることであるが、韓国は重要な隣国であり、竹島問題は平和的手段によって解決されるべきである。その基盤となるのは史料に基づく歴史的事実である。双方の国民が、史料にもとづいて冷静な議論をすることが大切である。拒絶や糾弾や侮蔑的言辞ではなく、お互いがリスペクトを持って対話と議論を深める事、特に次代の子供たちの教育を担う教員たちが、そうした議論を交していくことが重要だと思う。（終）

³⁸ 塚本孝「平和条約と竹島（再論）」『レファレンス』平成6年3月号（1994）31-56頁

松島日記1 『西海新聞』明治12年9月24日 水曜日 687号 (2面)
1段目終わりから2行目「隠岐島より～」～3段目11行目

西海新聞

明治二十二年九月廿四日 水曜日 第六百八十七號

ガ如何ニ大阪ナマリノ智ヲ以テ空米相場ニ非ザル所
以テ喋々スルモ我レ雖レテ欺カント欲スル乎天ヲ欺カ
レト欲スル乎然レモ氏ト雖モ其心ニ於テハ自カラ安
セザルヲ知ル可キナリ去レバコソ前番未ダ畢ラザルニ
忽チ狐尾ノ一半ヲ現ハレ運送ヲ裁ケテ口ナ但レ現米ヲ
一々運搬受スルハ市場ノ實勢ニ於テ行ハルヘカウザ
ルヲ以テ只帳簿ノ差引ノミニ屬スルユ空米相場ナレ
弊害ノ生シ易キハ亦勢ノ免ルベカラザル所ナリ以テ
拙者ハ飽迄我府ノ條例ヲ遵奉シテ弊害ヲ避クルヲ
務メントテ要スルナリト吁亦笑正千萬ノ云ヒコナラ
ズヤ前ニハ政府ノ條例ヲ遵奉スルノ相場會所ハ現品買
易ニ非ザルハナレト云ヒ後ニハ空米相場ノ弊害ノ生シ
易キノ勢ヒ免ル可カラザルヲ以テ更ニ政府ノ條例ヲ遵
奉シテ要スルハ其意果シ何クニ在ルヤ儼ニ所謂
要望スルトハ之ヲ今般我長崎港ニ新設スルノ商賣ニ向
キ堂島馬關ハ善少條例ヲ遵奉スルユ君等モ之ヲ遵奉
セトト要望セント欲スルノ意ナレ乎我商賣等ハ將キニ
大キニ御世話ノ一語ヲ以テ答フルノ外ナカラントスル
ナリ兎モ角政府ノ現行條例ヲ以テ空米相場ノ弊害ヲ避
ケレムルニ足レトスルノ見解ハ愚ニ非サレバ則チ僞
ハリナリト明言スルモ決シテ不當ニ非ザルヘト信ス
ルナリ (未完)

雑報

○曾て官費を以て青森より下野牧羊場に入學したる佐
賀の鬼船精一。島原の本多親其の兩名ハ既ニ卒業の上
先日歸郷せられしが其後兩名申合せ當縣下ノ牧羊場を
明かんと欲し場所見定めのため各郡村を巡廻せしと小
城郡の市川村にて二千餘頭を収すべき恰好の場所を見
出せし由

○隠岐島より七十八里立海洋中の沖津島より三四十里
と隔てたる日本海中にある松島といふ島を開拓せんと

本縣士族其他名士の有志
三ツ井屋と假の事務所と
を以て事務所へ出陣せし
起人一同大いに喜ぶに
舎中より下村輪八郎小幡
日登港の漁船東京丸にて
約主善と題する一篇ハ頗
ふれば後号を待てて登載
該舎中本縣士族下村輪八
の三氏が實地に着きて記
昨明治十一年四月下村輪
八郎小幡等入君へ始めて面談を
君の勸諭を蒙り○同十
○六月四日輪八郎小幡
洲港へ向け抜錨前に河原
ニ必松島を経過するると
夜方位ニ心を注ぎたり
當り謂はる松島の南
町許みして大巨木繁
拓の念慮熟生す○同九
官瀬脇君へ面談して松島の概況を陳述せし此地在留
人下總佐倉の商齋藤七郎兵衛君煉化石を製造するを
以て業とせり松島開拓の件ハ同人と協議し充分尽力
致す可く官同君より陳られたり之れに仍り實地經檢の
機兩人談決の上在港帆船船を二百頭並みて相雇ひて別紙
を申務官へ出す

開拓願

私儀一昨九十二年申松島開拓事故ニ付不願恐建音
仕候處並御取置ニ相成其後再頭仕置候末本年六月
中長所縣管下ヨリ左ノ下村輪八郎小幡君へ航海ノ切
右松島へ近接スル磯ニ敷丁ヲ距テ現ニ目擊仕候處巨
木繁茂ニ且漁船ノ益々可有之ト見受候ニ付當處巨
帆廻船相雇買地景況爲探偵候海可仕ト決約仕候間該

地取調ノ上御許可相成候様奉懸候願之通御申相
成候ハ一昨恐皇國ノ願領タル事ニ相願レ且御願益
ニ碎心致候様相立可申ト冥加至極仕合ニ奉存候也
長崎縣第九大區四小區肥前國
高來郡西村四百五拾八番地
明治十一年八月十五日 下村輪八郎
千葉縣第十大區六小區下總國
印旛郡佐倉田町四拾四番地
齋藤七郎兵衛

賀易事務官
瀬脇壽人殿 (以下次号)

○已が善宿も持んで新参者をいじると、野蠻時代の
惡習よて文明開化の今日よて、彼の獄中の囚徒社會よ
於てさへ此等の惡習有るべからん況して繁華の市街よ
軒と並ぶ堂々たる商民社會よ於てをやと四角張て論
ぶ程でも有りませんが頃日長崎市中と追々諷刺例祭
の近きよ付き踊り番の町々よ、最早夫々の用意を
仕よりけるが益々或る甲の町より乙の町内へ近來新
たに扣家を設けし者ありければ乙町の宿老某が該扣家
の主人も甲町の某の面會し此度我等が町よて、踊り
番よ中りし處貴殿ハ新入の事ゆゑ格別金若干圓を出
金し玉はれたと云ひ入れけるこそ甲某ハ之れは善へ
此ハ近來解しからぬ示談を聞くとの哉我々が町内よて
ハ新参者よハ却て容赦を加へ最初一年ハ成丈一錢たり
と掛けぬようよ町内互よ申合せて居る位あり何故
とされば新参者ハ一ヶ年も経て見れば其身代の何程
ふかも傍から委しく知るべきようふしをれぬよ一
年間も之を容赦せば只其人よ迷惑を掛けぬばかりで
なく他町に仕居ふ人までも皆な此由を聞き家を持つ
たら那の町に願ふとて次第に新入する者多かり隨て
町内益々繁榮するよよと然るよ貴殿の町内よてハ

行會へ金庫を施入す。慈善者の數多き中、最も奇特なる人物といふハ友平岩吉。秋月ミキ。秋月ミキの三名。此岩吉ハ一昨年迄ハ(血)山中の救助を仰ぎたる程の極貧なりしが當時日雇稼ぎにて漸やく其日を送りし。今度此會の設け有るを聞き自分半日の雇賃を一ヶ月一度出して幾分か此迄の恩義を公衆に謝するを得ば本懐も過ぐるハ無しとて自ら會友たらんと望みキキ、ミキの兩婦人ハ何れも其日稼ぎの身なるがミキハ男女四人の兄弟ありしも男子の兄弟ハ何れも不行狀其他の事故にて數年前より家出せしまゝ今歸らざる内老父扶助ハ病死したるば只妹と兩人にて辛らく老母を養ひ居る不幸者。ミキハ六十七歳の老体にて夫と兄弟二人の男子ハ數年前相繼て死亡し女子ハ皆遠方嫁したれば有れども無きが如く頼みも成り難く日々人々雇はれ其日を暮らすを獨身なるが自分ハ此まで其掛其外萬事一山中の厄介とあり忝く存せられど如何とぞ之に報ひんすべく思ふ折柄今度此會へ金庫の多少を問はせ徵志を受領らるゝと聞きしまゝらよわき老妻の力にて四ヶ年の期(該會の施入金積立期限ハ四ヶ年と定め其上ハ積金の利子にて萬事支拂ふとあり)満るまで行くや否やハ定め難けれど續くまでハ善行の志を呈したしと何れも再三人を以て該會へ申込みたるも老妻起の諸氏も三人の篤志よほど感入り涙を拭て其施金を受領せらし由

○内海縣令公ハ本日按鋪の濱邸にて烟土東京より山○郵船買効丸ハ五島對州へ寄せ朝鮮へ向て今夕出港す

○松島日記前号の續き

一該島實檢の爲不日出帆の心得然と開拓使御用艦全月廿日頃入港の電報有り飭て開拓使へ依頼致す可くと存し帆廻艦の儀見合せたり其の中輪八郎老母大病の急報有り就て百事を抛ち廿一日日耳曼号へ乘艦全廿四日着崎直に歸村患者没して喪祭修福の事と終へ己に寒冷に赴くを以て來春を待ち開拓の着手相較す可く就てハ郷里僻地なるに依り便宜の爲長崎港へ轉居す然と客冬瀧脇君死去の訃音を傳聞し大に痛感す雖とも一旦齋藤氏と前約の有るを以て同人へ急報を以て照會し及ひしは四月初旬に出帆す可き旨を返報したり爾來日々指を屈して來春を待ち在昔四月を空過し苦心措く且無し傳友人山口縣平民吉田幸治來りて下村兄弟を訪ひ語ると該島の事件を以てし三名團聚して議を同くす五月十一日輪八郎宅に於て大に開拓の意見を議す吉田氏云ふ是國家の美事なり片時も閑く可らずと有志を募る自ら日途有り共々着手す可しとて則實地檢査の事を設計す

同十三日齋藤氏ハ此の決議を電報すると再度長崎西濱町小林藤平へ瀧脇君の儀を依頼す同氏頗力すと雖とも其便を得ず依て漁船にて相航可しとて長崎近村神の浦其他手を別ちて探得す際長崎大浦なる末光村次らふ者へ出會す全人口く對判し航すは蘇州の總船ちふ漁舟に依頼せし事成る可し賃金凡百五拾圓と承諾す可しと申し伸たり下村兄弟郷里西村に至り辰百四拾圓の金調をなして歸崎す其後善治義者兩名末光村次ら面會し雇船の談判相結はず故に再議して對判し行く可き數將石見崎地へ渡りて該島へ渡す可き歟と議論一決せず殆ど却を極む故に又六月六日船長久利伊留号へ下村兄弟及運賃甲船清平を以て船主トトルヒヨスへ應接し松島經緯を付彼地へ三日間滞留の儀を談判す船主口く浦洲着港の日限を期せざるを以て僅か一日を請請す賃金百五拾圓外運賃食費三人分四拾五圓金百九拾五圓と來る九日出帆と決めし請留す六月八日不足の金策調はざるを以て長崎縣津町中村忠三郎へ會同調達の儀を依頼す同九日中村氏來りて金四拾八圓を携帶せり會員合せて辰百八拾八圓之れを津鎮へ換ふるに辰百四拾五圓なり同日午後五時船長の明約を付金調

ハ素より不足すと雖外に爲す可き策も無く止む事を待す三名共々乘艦したり (以下次號)

第三十條 自耕者ハ該社中へ加はり其株金と該社に納付すもの何時も開拓使官船又ハ其他の便船を以て渡航すし其日限と該社に通知するるとき必ず社員之と其船を連へ社屋を請用三日間止宿せしめ其地及び其他の方向と協議し萬般丁寧指示周旋すし

第三十一條 自耕者北海道に若船し該所は兩三日止宿中其耕地と其家屋と定め農事に係る諸件と深之と該社に於て約束と修めて之と貸與すし然とも既其具其作用の物件と該社に於て關係せる者とする

第三十二條 自耕者其地を就て直ち収獲すへは穀物等し故に相當の約定と設け決して株主と成て來るの人の目下開墾困難を承りしめざるの該社の義務とす然とも該社の金與り即ち株主の金員あるを以別約束と修め一時貸與する者とする

第三十三條 該社の株券ハ一枚百圓と一枚を製すし此株券の買賣讓與自由たるべしと雖も自耕者よ至て之とを賣却するるときは維持資本と改す因て其割合を至て之と該社へ協議して相當の約束と修め以て一時金庫の道と開くべし

第三十四條 株主中何し不自行者多くして自者少きときは別處分方法と設け十五年間自耕者一様の權利と一様の利益と與へて耕夫と募集するに該社に擔任する所と預第二十九條と照準すし

第三十五條 該社營業は事務と製作と專業とを然れ其或は牧畜或は漁業或は植木或は養蚕或は工作と志ある株主と其協議して得便宜請求し應すし其他他業物とち水利と地し便道を開く等皆得失利害と推究し分存として着手するべし

第三十六條 該社に職員ハ社長副社長幹事副幹事一等より數等に分て手代と置く者といは監督官廳より上照して官員の監督と置かざるべし且職員以外に財務總理事務教員等と他より僱借するものあるべし

第三十七條 正副社長と監察するに銀行條例に準據す然とも當利三年間と監察人より公選すし尤も光緒三年間中と雖も發起人の公選其人と置きたるは株主の公選すし因て改選するを得べし

第三十八條 株主の規則と其月報の額及償還者大抵銀行條例に準據すし尤も光緒の景況と報告するに同條新聞を以て廣告すし

第三十九條 該社の營業は滿十五年間と定むと雖も株主一圓の株金と有り之を換積しあるべき其の萬一當初の目的ハ阻害するの損失と重なるに當ては株主一圓の株金と因て年限内於て解社するの無きを保たすと雖も社中各神と時ら志強と屬さるべき方力決て中

繁茂しける」と斯て其年も暮り明治五六年より及ひし官
より山林地地の御布令ありて夫と地券御渡り際しける
と突然坂本鉄太より同姓藤平を相手取去七年十月廿一
日とか自分所有地の界ひる荒地の僅六歩(地價も
亦僅か一錢也)との地を争ひ是ハ親代其元方へ分地
せし者あらざると遂に裁判所へ持出たるこそ藤平ハ
又福山新九郎の夢も知らぬ森耳水水の同人を相手取
り訴へ出す其謬ハ六歩の地ハ場所違ひとか何とか言ひ
立居ると何にして僅六歩の地一錢の地價殊に從兄弟
の間柄争を起し月給の二三十圓も與へ双方から代言を
頼み居るとハナト記者も書と理非の判決ハ出来ぬとも
示談ハ出来ぬものでせう

無ければ何の預り金があるかと答へしゆを倉治友五
郎よ云々此話をしたると一伍一什を語らひけるに
真平もびつくり驚き其れなら倉治一同友五郎方へ行
き右証書の一見を請ひしに其時友五郎他出中にて家
内の人計りなれば其証書他人ハ決して御殿し不被
下様にとたの置歸りし日て去月十日頃迄に十三
日に到りて友五郎が房太郎方へ行く折を見貞平友
五郎の跡を道以房五郎方へ行き証書の一件を詰問に及
てきたれば房太郎大いに閉口して更に申譯ふしと誤
りして然らば誤り書差出せと誤書を認めさせ又右房太
郎に作りし書質証も其席にて受取し末十四日に平戸警
察水生水分署へ訴へ出でれば十五日に呼出さる捕縛
の上十六日に平戸警署署へ護送に相成りて同日に
松島日記前々號ノ續
○松島日記前々號ノ續
同十日午前第四時長崎港校楫
同十一日午前第十一時始メテ松島ノ全形ヲ髮髯ノ間ニ
望ム(距離凡四十里)午後第四時着島
艦長我カ爲ニ日章旗ヲ揚ケ一發ノ砲聲ヲ轟セリ島中ノ
景況ヲ望ムニ朝鮮ノ漁民漂着セシ者ト見エ巖岫ノ側邊
四處ニ技藝等ヲ施シテ僅カニ雨露ヲ凌グノ假處ト爲ス
草旗ヲ看砲聲ヲ聞キ山中へ隱匿スル者有リ又穴中ニ俯
伏スルアリ短艇ヲ下シ水夫長英人トミシタル者ト一
同上陸セムトス陸軍等三四人海邊ニ佇ミ手ヲ東北ニ
取テテボーイ々々ト呼ハリタリ是レ我輩カ揚陸ヲ拒ム
ナラムト察シ強ヒテ船ヲ陸地ニ寄セントス風波甚強ク
乘ヘ海岸ハ岩石數多シテ意ノ如ク進マズ依テ東北ノ
方ヘ船ヲ廻スニ小灣ノ有ルアリ之レヨリ上陸ヲ爲シタ
リ是ニ於テ察スルニ前ニ漁民ノ呼ハリタルハ此ノ小灣
ヲ指示シタルナルベシ茲ニ島中ノ事實ヲ尋問セントス
ルニ渠等皆恐怖ノ依ニテ避ケ去タリ僅ニ止マル者三四
人言語通セズ文字先レ只怪ミテ我カ一行ヲ傍視シテ怪
訝スルノミ近傍ニ砲聲ヲ堆積スル有リ又水鳥ノ羽ノ許

多捨アタルアリ(水鳥ハ鷓鴣ノ類ト見ニ茲ニ二三艘ノ
船ヲ修繕スルアリ(船形ハ朝鮮船ト見エ長五間位横壹
間半許ニシテ木釘ヲ以テ作ル其製作スル器具ハ鋸鋸斧
ノ類我國ノ船ニ比スレハ大ニ拙劣ナリ)夫レヨリ山中
ニ入ル凡三四町巖石凸凹數脈ニ岐ニ溪間ニ一ノ河水
アリ其幅壹間餘ニシテ清水ノ流ルル有リ樹木森々ト
シテ青空ヲ見ス其木名左ノ如シ
一シラセ 一花欄 一黃栢 一槻 一唐松 一檉 一
タブ 一椿 一楓 一桑
右ノ外見慣レサル雜木各種有リト雖モ木片ノ散落ヲ拾
ヒ取リ或ハ價木ノ端末ヲ剝キ取リ長崎唐木師福井一
郎及名田傳吉ヲシテ鑑定セシム
(以下次號)
○北海道開進會社設立申合條件追加節目ノ續キ
代耕者雇入規則草稿
第一條 不自耕者ニ代テ耕ス者無ンバアラズ之ヲ雇使
スルハ本社ノ擔任トス今此代耕者ヲ別テ第一類第二類
ノ二種トス
第二條 第一類代耕者ハ申合條件第廿條第廿壹條ニ揭
クル成規ヲ履行シ十五年間耕地ニ住居シ其年限中ハ該
耕地ハ恰モ自分所有ノ如ニシテ取獲ヲ以テ諸費ヲ自辨
スル者トス
第三條 第二類代耕者ハ數月又ハ一年二年ヲ約シ其勞
力ニ應シ等給ヲ分テ日給ヲ定メ寢食ハ會所ニ於テ之ヲ
賄ヒ其勤惰ヲ糾シ其情ナル者ハ約定期限中ト雖モ之ヲ
解放スルヲ得ル者トス
第四條 第二類者ハ該社株主中不自耕者多ク而シテ第
一類代耕者稀少ナル際ニ當テ臨時雇使スル者トス故ニ
初ヨリ第二類者ヲ募ルル無シ
第五條 第一類者ノ旅費ハ自辨タルベシ家屋ヲ貸附ス
ルニ第一二年ハ其宿料ヲ取メス第三年ヨリ一ヶ年
ニ付右建築費百分ノ十五ヲ取ムベシ
第六條 第一類者ニ貸附スル家屋ハ男女一行移住スル
者ハ一戸ヲ貸與シ單身又ハ貳三名ニ至ルト雖モ男女一
行ナラサル者ハ數名合宿セシムル者トス

からねば看客欠件を恐びて号を追ひ續き讀みて其團
圓を知り玉へ「從是本文」此所く名に負ふ瓊の浦軒を并
らぶる繁昌の土柄故か美女の情けも深き深江の浦結
ぶ契りも千歳迄鶴の港と言交す色情も亦を盛んに行ハ
れけり爰に明治九年頃袋町の裏家を借りて三人し
錦と釜敷金さへも相應に出して可なり間なりに世を渡
る山本勝次郎と呼ぶ男あり元とて東彼村に三浦村より
移り住み此所住吉と足を駐め裏屋住居に氣輕に近隣に
も憚ららば今日も商賣も休みみれば酒肴を買ひ揃へ
誰れに遠慮も夏庫敷獨り酒呑み興し居る所に人目を恐
び裏庭の木戸口開けて二度三度覗きて又木戸を閉
め開けて亦をさし覗き何ら心に思案して躊躇ふて是
れ何者なるぞ是れぞ一箇の女武者戀曲者手取りの妙
手隣りに此頃引移して洗針を家業とするおよしとい
る代物ありけり(是のおよしも元とて東彼村郡上波依
見村中尾血山に者ある由)およしとて稍と思案を極め木
戸口開けて直と入り來り勝次郎の方をのりて見て
さん御樂しみの所を飛んだ御宿廣マア御寛くりと微笑
て歸らんとする本心に思ひありとよくも知らぬぞよ
き相手さりと勝次郎態と狼狽し休をかき極先を飛んで
出て「宜い所とお由さん思はせ振りハお耐の名の通り
よしてもお呉れ幸ひ今日ハ家族等も皆を出掛つて淋し
い故今方獨りて酒宴たが林手ふければ旨のらど野暮な
男も御見捨さくばチヤット一杯サア〜酒の言はず
る申談も味を言葉の旨目の癖癖左様送仰つしやも御言
葉さ甘へて一杯御頂戴さ申しまつせうと恰も間の悪
そうも手を延べて受けて頂く益も一つ二つと重みれば
互ひも近寄る様側の端なく成る言葉の謎勝次郎ハ迂

遠しがり「お由さん何ぞ様側よばり安座して居るのだ
其れて何うやら隔てが有つて眞實の咄も住居の
サ「チヤアさん眞實の咄とハ「何とぞ隣り同志ハ
一家も同様是れら互ひも眞實となり世話もかりた
いと云ふとサ「ソレハ勝さん言はばどとも私しが胸ハ遠
ららお前の女房と思ひ切つて言わげしが厚顔しくても
女氣の其場よ至れば心憎し後ハ何とも云へばえ口隠
つ只等み顔も紅葉を散らしけるが袖も顔も押し藏
し「ム大層酔つて苦悶ないとその儘其所に打臥すを好
會とや思ひげん勝次郎ハお由の脊中を撫て擦りて試
るもお由ハ黙然と身を任する休なる故勝次郎も今更
も心動揺て其身も共々眩枕此先ハ今ま書どと第二節
を再々目めらるる由なり

○松島日記前々號ノ續

H已ニ夜シ歸艦セントスルニ及ビ彼ノ山中ニ隱匿セ
漁民等出テ目送ルカ如キ休テ爲シ海岸ニ並立セリ
艦スレハ艦長直ニ船ヲ浦潮港ニ向ケントフ茲ニ於テ水
夫長トミシシテ以テ明朝迄ノ碇泊ヲ依頼シ談判數刻ニ
シテ漸ク艦長許諾ス此夜島ノ廿位ニ碇泊明日午前第四
時又上陸ノ儀ヲ約ス
歸艦ノ際山腹ニ當リ烟ノ起ツ有リ是渠等カ遠伐スル
ナラント想像シタリ
同十二日晴午第四時西岸隅ヨリ上陸ノ此ノ方面モ亦
朝鮮ノ漁民假居スル有リ山岳ノ頂ニ煙ノ起ルヲ看ル是
レ伐木スルニハアラザレバ何カ一種ノ工業スル者ナラン猶
進ンテ山中ヲ巡視スルニ老樹天ノ地ニ平ニシテ上
最モ肥エタリ一諸黒キ土地ニシテ殖物ニハ尤上地ト考
ヘラル此處ニ渠等二三人居テ同シクシテ共ニ食スル
有リ是レ粟粥ニシテ一種ノ食物ヲ盛レリ其品質不分明
ナレバ輪八部就キテ壽ヌルニ渠等獨リ與フ之レヲ熱
視スレバ勿煎ノ飽ナリ三名之レヲ食フ味至テ美ナリ其
傍ヲ蕪藪ニ蘊餌様ノ者ヲザタケ有リ其種類極多
シ是レ必葯劑ナラント察ス其内一種ヲ擲去シテ歸ル

是レ朝鮮ノ人形人參ナリト云フ
長崎區曾池原廷安及岡田耕菴ノ鑑定ニ据ル又金密家
笹山藤吾ノ鑑定ニ仍レバ廣東人參トモ云フ
又鮑魚ノ干タル有リテ渠等干鮑一申テ贖ル吾輩報スル
ニ麵包ヲ以テヌ渠等相集リ大ニ喜ヒテ之レヲ喰フ夫ヨ
リ到ル處新舊木材根株無數ナリ是レ數年前ヨリ今時ニ
至ル迄濫伐セシモノト見エ山頂ヲ望メハ奇樹喬木等數
種有リト雖ハ濫船ノ出發ヲ告ケ且廣潤ノ山中樹木稠密
ニシテ方位ヲ失シ歸期ヲ誤ランコトヲ懼レ跋渉食ルコト
得ス遺憾ナカク歸艦セントス其ノ際水夫等數多ノ鮑ヲ
拾ヒ取ル海鼠鳥賊等モ濫濫ナル水涯ニ見ユル有リ之レ
ヲ以テ推スニ海産極ノ夥多ナラン唯島中ニ一大好灣
先キコトヲ憾ム然レトモ東北ノ方位ニ當リテ小島ノ碇布
スルアリ此處人力ヲ盡サハ風波ヲ防キ繫船下錨ノ埠頭
トモナラン后日ノ目標トシテ島ノ東北ニ二本ノ標柱ヲ
建テ大日本松島ト記シ下ハ姓名眞ニ年月日ヲ書載シ
去リテ乘艦ス第八時四十分松島ヲ抜錨ス

○北海通開進會社設立申合條件追加節目前號ノ續

同機械組助耕規則草稿
第一條 機械組トハ西洋風農業機械ヲ能ク使用スル者
ヲ該社ニ雇取シ之ヲ耕作人ノ力ヲ助ケシムル者ナ
リ西洋風ノ機械ハ多ク牛馬ノ力ニ頼ル故ニ牛馬ヲ畜養
フルノ法及ヒ驅取ルルノ術ヲ知ル者ヲ以テ之ニ充ツル
者トス
第二條 機械組ハ壯年ノ閑生奮テ自ラ渡航シ身ヲ該社
ニ投シ農事實地ノ研究ニ志シ其給料ヲ要セザル生徒様
ノ如キ者且多少ノ資錢ヲ以テ第二類代耕タル者ヨリ成
立シ官廳ニ願請シテ拜借セル卒業生徒等ヲ以テ之ヲ教
授スル者トス
第三條 其人員ハ幅員百町歩以上ヲ統理スル一會所ニ
於テ平常二十名ヨリ三十名トス土質ノ沃硬肥瘠ニ因リ

てしを其半額をば褒美として甚三郎に與へられけしは
甚三郎と御褒美を頂戴する事ハ夢にも知らざりた支那
人の素振怪しと見て一寸關吏に心付けしのみぞしに
望外の命圓を賜はしらば押し頂戴と計り喜こび
て立歸りしといふ女房さんこそはや御機嫌してたら
うと想像られます其賞狀は左の如し

長崎區西彼杵郡戸町村六十八番地
平民 下木 甚三郎

其方儀去ル六月九日清商張仁昌号輸出番茶へ上茶混
入船積スルヲ見認メ速ニ税關へ告知候枝殊勝ノ儀ニ
付右茶拂下ケ代價ノ半額金四拾壹圓七厘賞與候事
明治十二年十月七日 長崎 税關

○夢物語第二回 誰ヤヤと思たら浦島さんアアハ人
を化してと(知音でもさ小生を知音の様ふ言い做す
ハ色宵の女の手箱と知りながら浦島さんと昔字を知
るを最と評し)お客の膝み打乘りて美の如き柔ら
手を頸に掛けて近く引寄せ顔と顔暫しハ見凝れて居た
りしが可愛イ少年ヤヤと紅の花を欺く唇にてお客の顔
ムナクと吸い付く粹な愛況ハ一度も見たこともな
い藝妓のお〇と一度も逢ふたこともない浦島の初の出
會に似合ハぬ素振客ハ心に訝しく思へど流石ハ浦部情
郎の金友丈けありて爰が此方の持し板知らざる振て
ハ興らないとて態と馴染の風流らへ阿婆今日ハ大層酔
ツトルらら茶ツナヤ呑ハノ音ふ時運し勝手より足音
静らみ進み來る人目に憚る事あれば阿婆を膝より抱き
仰し烟草スゴク餘處を見て此頃ハ御座敷が急しいら
なと紛らせハ藝妓ハハイアアタの様に足の遠いお客さ
ん斗りハ居りまつせんとい間の藝百果斗り耽けてと
怒を含める顔色ハ威あつて猛らら剛なれとも柔を現
ハし實に悄然とする斗りかり此時襖を押し開けて紫

の盆に茶と茶菓子載せて持出す小娘ハ定めし藝者の三
絃擔き茶を汲み畢れば元の如く襖を閉めて立去りり
か客ハ藝者に向ひ先き其方が聞て呉れと言ひれたハ何
の事やら分らぬと新聞屋と藝者ハ猫と犬の仇敵の様だ
が我れハ新聞屋でハナケレド新聞屋なら何んの咄しか
あると云へば藝者ハ大目怒りて新聞屋ヤナカトハ堂
も訶シヒ何時らアアタハ新聞屋ハ浦島さんと一緒ムア
ノ玉露さんと秋風さんと云ふ兩人の大夫衆を連れて個
様々隠しても私しや知つトリ升ヨと是より種々の苦
情を述へ立て自分の耻を惹き出す咄ハ第三回ハ譲り
升が浦部を新聞社員と見違へるより私し返其同類に
見られし残念ハ連も何回言いても筆を尽されハいま
せぬよ

○(從祖母殺の續き)借も勝太郎ハ簞笥を賣り拂はん
どと再度從祖母のトモに相談しあるも肯んせざる而已
け却つて眞身の異見を喰らふ程よて今ハ殆んど術計盡
き果て暫し打ち案んしあるが夜もハヤ次第時移り情
然と静まる四隣の灯火も細々と滅んとして又天明か
く最と物凄き秋風の身染みくくと凍られぬ儘枕を
突き除け手を伸して老妻の背の疵を正体も無く寝静
まる思を伺ひしが時分ハ善しと左の手を差し伸し燈の
燐元を心當てソント押さえしと何條毛の身の荒らさ
曲者の手は堪へべきか短ハ今この斷末魔ソント一聲此
世の名残りも其の儘息絶えてなす斯て勝太郎ハ非道
よも起立し猶ほ衣物を手掛ける古き手拭を以て首
絞を繰り裸體の儘床下は押通りしが全身の隠れさ
るより又々尻の奥本を以て徹しく閉み今ハ快よし
とせしらぬ願して徐ろく後背并ハ小籠を向ひ出し兼

て知音ふる同町木戸與市方よ赴むさ賣却の相談及ひ
るよ同人の答えも趣ハ同町人の家具等を買受てハ相
濟まぬばかりでもなく兼て其元の伯母并ハ親類より頼
み置かれし譯もあれハ何分買受け難き旨を申立しも強
ひての相談と斷りも言ひ兼ねん去ハ買ひ取らんれど
も自宅店先よハ憚る所あれハ桶屋町佐藤龜吉方へ
遣し置れよとの事よ任せ同所迄車と載せ持運ハ衣類
丈引き除け即て示談も整ひ代價總計貳圓七十錢受取り
内拾二錢八厘を兩人の車夫と相渡し殘金及ハ衣類ハ脊
負ハ其儘自宅へ社ハ歸りけり此ハ先づ安堵して烟火を
蒸らし即て寐し就き一睡せんと爲せしか思ふ儘ハ眠ら
れぬハ目を張りて夜の明を待つもさ秋の夜の白
きを早附木を磨りて提灯を點し有合ひの金圓及ハ從祖
母の所持せし手織の淺黄緋單物同古帯三筋迄掻き込み
イザ出立と前本指して出行きし後の咄ハ次号よ又た
○當港中島上野彦馬ハ本邦寫真師の魁よして其他ハ巧
妙を得且其門弟甚だ多くして本邦各地ハ散在するハ世
の共よ知る所なり然るも未だ顯微鏡寫真の術を學ひ得
るものさく同人も嘗てより其術を行ハざりしが數年前
より本古川町清川磯次郎深く此顯微鏡寫真術を執心し同
人ハ隨ひて勉強せしよ同人も又共よ研究せられ本年よ
到りて漸く其術を得て之を清川氏に授けられたり依て
今般本古川町よて開業する由よて各位の望みも應じ寫
真するとい既に前号も登錄せしが右清川氏の辛苦と
上野氏の巧妙ハ實に稱するに餘りあれば各位親ら往い

○松島日記第六百九十一號ノ續
全十四日午前第一時浦洲港へ着シ全六時上陸ノ際艦
主ヒートルヒヨス輪八郎ニ向ヒ手ヲ握リテ曰ク公等
此ノ地ニ來ル時航海ノ便宜ヲ得ヌンバ困難ナラシ該艦不

西海新聞

明治二十二年十月十五日 水曜日 第六百九十六號

官達

○太政官第四十號別冊ノ續
 第十一條 學務委員ハ其町村人民ノ撰舉タルベシ
 ○第十二條 學務委員ハ府知事縣令ノ監督ニ屬シ兒童ノ就學學校ノ設置保護等ノ事ヲ掌ルベシ
 ○第十三條 凡兒童六年ヨリ十四年ニ至ル八箇年ヲ以テ學齡トス○第十四條 凡兒童學齡間少クトモ十六箇月ハ普通教育ヲ受クベシ○第十五條 學齡兒童ヲ就學セシムルハ父母及後見人等ノ責任タルヘシ(但事故アリテ就學セシメサルモノハ其事由ヲ學務委員ニ陳述スベシ)○第十六條 公立小學校ニ於テハ八箇年ヲ以テ學期トス土地ノ便宜ニ因リテハ此學期ヲ縮ムルコトヲ得ベシト雖モ四箇年ヨリ短クスヘカラス此四箇年間ハ毎年授業スルコト必四箇月以上タルベシ○第十七條 學校ニ入ラスト雖モ別ニ普通教育ヲ受クル途ノアルモノハ就學ト做スベシ○第十八條 學校ヲ設置スルノ資力ニ乏シキ地方ニ於テハ教員巡回ノ方法ヲ設ケテ兒童ヲ教授セシムルコトヲ得ベシ○第十九條 學校ニ公立私立ノ別アリ地方稅若クハ町村ノ公費ヲ以テ設置セルモノヲ公立學校トシ一人若クハ數人ノ私費ヲ以テ設置セルモノヲ私立學校トス○第二十條 公立學校ヲ設置或ハ廢止セント欲スルモノハ府知事縣令ノ認可ヲ經ベシ○第二十一條 私立學校ヲ設置或ハ廢止スルモノハ府知事縣令ニ開申スベシ○第二十二條 公立學校ノ教則ハ文部卿ノ認可ヲ經ベシ○第二十三條 私立學校ノ教則ハ府知事縣令ニ開申スベシ (以下次號)

西海新聞

編者曰ク左ノ一編ハ私島開拓ノ事業ニ付松竹舎中ニテ編成シタル締約主義ト題スル者ナリ今マ之レヲ茲ニ掲録シ天下ノ同感者ニ示サントス

締約主義

謹ミテ古典ヲ徵スルニ造化天神ノ特ニ大小名貴

神ニ命シ約シテ兄弟ト爲シ天下ヲ經營シ國土ヲ修理セシム之レヲ締盟ノ原始ト爲シ之レヲ開拓ノ根柢ト爲ス今茲ニ吾儕數名カ奮發興起シテ締約ノ義ヲ講シ熱慮熱心シテ開拓ノ事ヲ起サントシ一社ヲ結合シ該業ヲ創設スル所由ヲ細説セムトス夫レ我カ神州ノ形勝ヲ觀察スルニ東南ハ大洋ニ臨ミ自ラ表面ノ勢アリテ港灣相連リ崎岬相望ミ人煙ノ稠密物産ノ繁殖故ニ内外ノ貿易彼我ノ交通アリ其西北ハ自ラ背面ノ體有リテ其寒踈荒涼ニ屬セル後門ニハ鄂羅ノ一大敵國ヲ延キ己ニ北海ニ向テ其ノ驕鷲鷺食ノ狀ヲ呈セリ即チ西海山陰北陸北海ノ諸道ト僅ニ一帯水ノ日本海ヲ隔ツル對岸ナリ朝鮮ヨリシテ魯爾タル滿州山粗ニ連リ泥哥來東察加ニ及ヘル地ハ古ニ謂ハユル韓地ヨリ任那渤海瀋嶺靺鞨ニ至ル者ニテ悉ク朝貢ヲ納レ懷柔ノ禮ヲ執リシモ中世ニハ高麗蒙古ノ寇ト爲リ女真刀伊ノ賊ト爲リ數々邊陲ヲ犯シテ鷹鷂ノ典ヲ擧ケタリ自カラ是レ交和セシンバ必攻戰ス可キハ其地形ニ就キテ其情態ヲ成セリ苟モ國家ノ爲ニ憂ヲ體スル當局者ニシテハ此ノ際ニ於テ信誼ヲ重クシテ情好ヲ厚クシテハ廣通シテ貿易ヲ盛昌ニシテ益以テ親睦ノ隣交ヲ修ム可キ道ニ就クハ智者ヲ待テテ而ル后ニ知サレナリ却テ說ク我カ東海ナル小笠原洲ノ如キハ維新前後國家多事ノ際放棄ノ願ミルニ違アラザリシニ父母ノ二島ハ既ニ英米國人ニ据ラレタリ頃年政府頗ル談判ニ苦ミシモ領還スルコトヲ得テ今現ニ内務ノ管スル所ト爲リ漸次ニ佃漁殖産ノ業ヲ起シ東洋ノ要津ヲ占ム得タリ又聞ク北海ノ小笠原洲ト稱道スヘキ世ニ謂ユル松島竹島ヲフ者山陰ノ遠瀛ニ當ル日本海中ニ崛起セリト林子平ノ三國通覽等ニモ其ノ概畧ヲ舉ケ其ノ要衝ヲ説ク素ヨリ吾カ屬島タルヲ赫著タル者ナリ然リ而シテ先キニハ高田金兵衛豐田又藏ノ件后ニハ加賀ノ五兵衛石見ノ八右工門ノ事人口ニモ籍々タル所ニシテ渠等カ奸闖密商ヨリ外蕃關涉ノ恐有ルヲ以テ幕府政治上ニ於テモ該島ヲ度外視

レテ間ハサレニ至レリ明治ノ初年薩岐參事藤四郎君戰ヲ辭シ該島着手ノ爲福岡ノ土族數十名ヲ募リ筑前若松港ヨリ船ヲ發シテ實地ヲ驗視シ尙再發シテ事ニ從ハムトシ全君病且死スルニ會ヒ其行終ニ果サスト然ルニ前行ニ跟隨シ一人ノ該島ト我カ邊海トノ方位距離ヲ說クヲ聞クニ隱岐島ヨリ西ニシテ凡七八十里玄洋中ナル沖津島(筑前大島ヨリ西北四十八里)ヨリ凡三四十里ナル可シト云ヘリ現ニ内外地圖ニモ載セテ昭々タル或ハ一島兩名有リト云ヘリ或ハ二島各稱有リト云ヘリ實地上ニ於テ未タ其ノ詳細ヲ探知スルコトヲ得サリキ是ニ於テアカカ在浦潮洲港故領事瀨脇壽人君慨然深ク感スル所有リテ古今ニ考據シ彼我ニ徵証シ我レニ諫屬セル島嶼ニシテ殊ニ要地タルヲ以テ一日片時モ空閑ニ經過シ漠然ニ付ス可カラズト政府ニ稟請シ有志ヲ從意シ該島開拓ノ業ヲ創セントシ且該島ハ浦潮洲港ヨリ長崎及ヒ支那ヘ向ケ往復スル船舶ノ航海鐵路ニ當レルヲ以テ自ラ管係スル所ヨリ有リト故長崎縣令北島秀朝君ヘモ照會スルコト數回公モ亦大ニ感テ同クシ其ノ事ヲ助ケムトシ公頃ニ逝キ君壽キテ去リ事緒ニ就クニ至ラス茲ニ我同盟下村輪八郎嘗テ浦潮洲港ニ在リテ居留人齋藤七兵衛兵衛ト共ニ瀨脇君ヨリ懇到割切ナル勸勵ヲ蒙リ必ス以テ斷然實地ニ就カムコトヲ證シ願善ヲ進呈セリ爾來該島開拓ニ熱心スルコト既ニ久シ今年六月輪八郎及弟義著吉田孝治三名故領事瀨脇君ニ對シテ其前ニ踐ミ其ノ素志ヲ達シテ國恩ニ報答スル萬一時期ニ決然米艦ニ搭シ去リテ松島(洋人製圖ノ謂ユル)ニ至ル偶朝鮮ノ漁民漂着シ其林材ヲ伐リテ船艇ヲ修理シ其海產ヲ採リテ饑餓ヲ療シ或ハ千鮑ヲ製シ或ハ人參ヲ干スノ情況ヲ實見ス(其概要ハ松竹日誌ニ載ス)又航シ去リテ浦潮洲港ヘ達シ在留事務官寺見機一松本秀三兩君ニ謁シ實際ノ形況ヲ具申ス兩君此ノ舉ハ實ニ國家ノ美事ナリトテ大ニ獎勵シ榎本武揚君ニ向ケテ添書ヲ裁セラレ且解纜ノ際艦中ニ臨マレ事輕忽

ニ可カラサルノ言ヲ以テ隠シ是ニ至テ益々以テ感
激シ歸リテ之レヲ同志ニ謀ル吾方啓蒙ヨリ該島ノ事件
ニ於テ空ニシテ抱クコト此ニ數年奮懃措クコト能ハス
同盟相共ニ商議シ標的ヲ定メテ意見ヲ陳ヘ豫算ヲ建テ
一概要ヲ掲ケ本縣長次官諸公閣下ニ具狀シテ特別ナル
指令ヲ奉戴シ一行ハ上京レテ政府ノ稟准ヲ請ヒ一行ハ
再航シテ該島内地ヲ實檢シテ官廳ノ保護ヲ得來春ヲ期
シテ大ニ該島ニ手ヲ下シ其ノ最先ニハ恰好ノ地ヲトシ
テ一大埠頭ヲ築造シ内外船舶ノ繫泊ス可キ港門ヲ構成
シ彼ノ漂着セル漁民ヲ驅リテ山海ノ贏利ヲ起シ此懲因
ヲ役シテ農工ノ事業ヲ執ラシ土庶有志者ヲシテ就産
ノ道ヲ得殖民ノ地ヲ占メ運輸廻漕物産ヲ繁殖セシメ外
蕃必領ノ不足ヲ豐給シ善隣ノ道ヲ講シテ浦潮貿易ノ漸
ク開クルニ使シ本邦需用ノ有餘ヲ融通シ富國ノ業ヲ起
シテ長崎商工ノ振ハザルヲ回サントス抑吾カ儕ノ此ノ
一大事業ヲ創スルヤ唯キ國ニ効スルノ公益ヲ計較シテ
身ニ奉スルノ私利ヲ商榷スル者ニ非サルヲ以テ其常ニ
在リテハ骨肉同胞ノ情誼ヲ懷充シ其年紀ヲ以テ尊長卑
幼ノ座ヲ分テテ相互ニ親睦協和シ自愛自養ノ天性ニ原
キ兼愛兼懷ノ人情ニ及ホシ是ヲ併行シテ以テ彼ノ獨立ヲ
期シ其事ニ就キテハ盟ノ新舊ヲ酌シテ資備シテオノ長短
ヲ計リテ任用シ經ニ謂ハユル力ヲ裁セテ心ヲ壹ニシテ天
下ヲ經營スルノ志向ヲ主眼トシ忠愛自ヲ許セル臣民ノ
權義ヲ踐行ス可キ基業トフ然レバ則チ締盟ノ主義開拓
ノ本業之レヲ天地ニ以テ神明ニ誓ヒテ疑貳スル
コト無ク論定セル規則ニ照シ議決セル章程ニ據リ此ノ數
名ヲ發起主任トシ他ノ各位ヲ同盟社員トシ其名ヲ異
ニスルモ其實テ同クシ會共ニ社中一切ノ利害得喪ノ
責ニ當リテハ自ラ辭ス可カラサル者有ラム且該島ノ稱
謂松竹ト喚ビ做スヲ以テ單ニ之レヲ社号トシ松ハ冰雪
ヲ侵レテ以テ清幹貞固ノ操ヲ持チ竹ハ風霜ヲ凌キテ以
テ虚心勁直ノ節ヲ守ル自ラ是レ我カ同胞社會ノ精神ト
爲ス可キ者ト是レヲ標榜シ彼レニ拮据シ堅忍久耐シテ
千苦萬辛挫折セサルヲ以テ誓約連署ス其ノ局面ニ當リ
テ唱導率先スル者、社長兼議長副社長兼副議長發起人
兼幹事分任兼庶務幹事等、其ノ任重クシテ實モ亦大
リ勉メサル可クシヤ警メサル可クシヤ

松竹社ヲ共立スルニ要ス可キ者三有リ日本篇(主意
書)曰規則書曰章程書實ニ是レ我カ同胞會員ノ憲法
ナレバナリ 紀元二千五百三十九年
編者再識右ハ該社ノ休職ニ應ニ據セリ看者諒諸

雜報

○前號ニ載セ餘シタル去十日長崎商法會議所議事傍聽
記の拾遺ハ左の如し
本議を閉クの前ニ會頭松田氏ハ假リふ理事員の席ニ即
シ(三業理事員何れも未だ確定せざらぬ故)目下佛國里昂
府ニ於テ類似生糸の製法を發明せし者あり其製法ハ蓋
シ麻糸を以テ本質とし之れニ綿糸屑を煮テ溶解シテ
糸と異するとなし至精の顯微鏡を以テ觀シ非ざれば
殆んど辨別す可らざる由云々(委ハしくハ既ニ東京諸
新聞ニ見ゆ)就テハ將來必我國生糸の貿易上に影響
を及ぼすべきを報告シ又本年當港比金融ハ上半期即
チ六月以前ハゆるゆると下半年七月以後ハ頗る活潑な
りしを想ふべし即ハ七月十八日銀行より取扱はるる公債證
書ヲ轉出入員數を調ぶるも七月一日より九月三十日
に至る迄是轉出高が四十萬餘圓ありし轉入も十一萬餘
圓ありし轉出高比轉入高ヲ超過するも實に三十萬圓の
差ありとす併し此三十萬圓ハ空しく他に溢出したる者
ならざらば其積額に應ずる物産が當港へ入り來れ
るを證べし故に七月より九月迄は間ハ金融活潑なり
しと謂ふべきなり而して當十月一日より昨日に至る
迄ハ轉出九千餘圓にして轉入八千餘圓なれば先づ平均
を得たるが如し云々此旨ハ報道ニ準テ本席に即チ先日
懇集會の席ニ於て十九番(木村榮太郎氏)の發案を以
テサハ河豚販賣方の善に付(乾肉として)公賣するを許し
以テ密賣の弊を防グの法案(其筋)上申の義異論なき
やと各員に問ひたるは異論なきも即チ上申委員を
投票せり(當選者ハ一青木七番熊本十九番木村の三
名あり)授テ本議を閉ク臨み一番より今度米商會社
設立の願主ハ當地人あるや否やを問ければ會頭答ふ成
甲自分ふあるても若し有限責任の創立されば必ら若し
も其の何ん人たるを問はして可なれども若し無限責任

任なれば其人の管轄ヲ依テ利害の分る者ならんと思
惟せし依り念のため其筋へ伺ひたるも有限責任とし
て資本金ハ三萬圓とし外ハ三萬圓の保證を置くと云々
なり而して其願主ハ當港人ハ浦田ケイ福野縣人佐野某等
都合十名あり半ハ當地人半ハ福岡縣人なりと又本議既
チ畢るの後會頭ハ七番を呼ビ假り會頭の席ニ即チ
め自ら三十八番の席ニ即チ自分ハ米商會社設立の義ハ
元來大ニ好ま所なり既ニ先年東京ニ於テ或る紳士ニ其
設立方を内稟せし事も有りしが其紳士ハ尙ほ早かる
べしとの答なるに退て熟考する紳士ハ論も實に尤
もあり因テ長崎市街の衰勢を挽回するの第一着手ハ先
チ商法會議所を設立して衰微の病源を寫シ診察し然
る後若し果して劇藥ある米商會社を設立すべきは確
あらば即チ徐々ニ設立するも遲しとせざらば思ひ替へた
り然るに爾來種種世波に逐はれて時日を遷延し漸ク
今日に至リ商法會議所設立は夙志を續かを得たは今
ハ僅かに其第一回のとなれば是れよりして徐々衰微の
病源を診察せし順序にて未だ劇藥は可否を論定すべ
きたり時ならざらば自分意見を要言すれば米商會所ハ
未だ設立を可らざるを演説せり此段取調委員諸君は参考
のため聊か演べ置言を演説せり右畢て又各員互向目
下我政府ヲ於テハ外國ニ向テ條約改正を談判を促がさ
るるに際して既ニ大坂商法會議所等ハ其改正案ハ
利害を下問相成り又英國公使ハ橫濱神戸等比商法會議
所(外國人比結社なり)ハ其利害を下問せし外國人ハ
専ら自國比みれば私利を謀テ此改正案を拒まんとするに
勢あり我我國人たるも又安んずるに憚り我政府ハ
力を添テ以テ渠等が邪勢を壓倒するに義務を尽さざ
して可ならんや因テ今斯長崎商法會議所ニ於ても至急
條約改正案ハ利害を論究し議決の上ハ早速其筋へ建言
し各員意見ハ如何なるやと問ひたるも各員皆之
れに同意せり乃チ建議々案取調委員十名を投票せし
ふ壹番青木休七郎、二番本田實、五番永見傳三郎、七番
熊本昇平、十一番細川雄二郎、廿五番増永慎平、廿八番
岩田清秋、卅二番山下右一郎、卅八番松田源五郎、四十
四番小林剛三其選に中りたるは是に於て論を鳴らし一
同退散せり時ふ午後八時三十分ありし右ふ付一昨十三